

イハト〜ブ

第34号
2012

巻頭言・寄稿・第63回東北薬剤師会連合大会
第39回臨時代議員会・第65期臨時総会
最近の話題・東日本大震災からの復興を目指す特別講演会
仮設住宅での「お薬相談会」

編集・発行／社団法人岩手県薬剤師会 平成24年11月30日



JR盛岡駅&フェザンおもてなしイルミネーション（盛岡市）

雪もちらつき始める12月、JR盛岡駅東口滝の広場では日が暮れ始めると、色鮮やかなイルミネーションで賑わいます。クリスマス近くになると「夢灯り」など多くのイベントが開催されます。
開催日時／2012年12月7日～2013年1月14日の16：30～20：30（予定）

「漬物の衛生規範の改正に伴う検査」のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月14日付けで「漬物の衛生規範」が改正され、漬物、その製造及び販売施設、営業者について原材料の受け入れから製品の販売までの取り扱いについて指針が示されたところであります。

食品事業者様が実施すべき検査、製造施設の衛生管理において、安全性の確保・向上を支援する検査体制を整えておりますのでご案内申し上げます。

微生物・食品添加物 検査

対象食品	原材料、製品、製造工程に関連するもの ※漬物、その製造及び販売施設、営業者が対象になります
料 金	真菌（カビ）：4,000円 真菌（酵母）：4,000円 大腸菌（E.coli）：3,000円 腸炎ビブリオ：5,000円 ソルビン酸：10,000円 サッカリンナトリウム：10,000円（税別）
検査期間	真菌（カビ）：5～7日間 真菌（酵母）：3～5日間 ※ 土日、祝日を含む 大腸菌（E.coli）：4～5営業日 腸炎ビブリオ：3～5営業日 ソルビン酸・サッカリンナトリウム：5～6日間 ※ 土日、祝日を除く
検 体 量	微生物検査：100g程度 / 食品添加物検査：100g程度

施設衛生 調査

対 象	製造調理施設 ※未加熱のカット野菜、カット果物を加工する施設
検査内容	施設衛生調査 ※検査員が現場で調査します 拭き取り検査 空気（落下細菌）検査 等

食品衛生法登録検査機関

社団法人岩手県薬剤師会会館 岩手県医薬品衛生検査センター

TEL: 019-641-4401 担当：小野寺

学生たちとの関わり・人の関わり



(社)岩手県薬剤師会

常務理事 本田 昭二

岩手医科大学薬学部の実務実習がスタートして1年が経過した。昨年実習を経験した学生が来年は薬剤師として社会に出てくる。今後我々はこれから薬剤師を目指す学生のために薬学教育に積極的に関わっていく必要がある。

私は、岩手に移り住んで早くも17年が経つ。福島県出身である私は本来人見知りで、当初は友人もいない状態でしたが、現在ではお世話になっている諸先輩方（個性的な方々）、頼れる後輩（生意気な奴ばかり・・・）に囲まれ、有意義に生活している。人との出会い、仲間との関わりに感謝する毎日である。

これとは別に、学生たちと触れ合うことは非常に楽しいものである。「今の若い者は・・・」と昔は言われていたが、今はそれを言う年齢になってきている。（えっ?! 俺、何歳?）。

現在私は、アンチ・ドーピング活動の一環として日本自転車競技連盟に所属し、選手や指導者への教育・啓発も行っている。その活動の中で、各地で開催される自転車競技の大会のサポートとして参加する際に地元の薬学生のボランティアを募っている。スポーツファーマシストが誕生して以来、アンチ・ドーピングが薬剤師の果たすべき活動になってきている。そこで、これからの薬剤師を目指す薬学生にアンチ・ドーピングを体験してもらう活動を進めている。参加した学生たちは初め緊張し半信半疑で選手たちに接しているが、内容を理解してくると興味を持って積極的に行動してくる。休憩時間には、実務実習の話題や今後の進路の話題で盛り上がる。中には自転車競技にかなりの関心を持って臨んでくる学生もおり、手綱をコントロールする場面もある。アンチ・ドーピング活動をテーマに卒業論文を出した学生もあった。岩手でも昨年と今年に八幡平市で全日本自転車競技選手権が開催された際に、岩手医科大学創剤学講座佐塚教授のご理解とご尽力を得て、学生とともに活動することができた。教授自らも学生と一緒に参加していただき本当に感激した。

一方で、自転車競技では学生が選手として出場する大会もある。全日本大学対抗選手権大会いわゆるインカレ等がそれにあたる。選手の中には常

連大学で4年間同じ顔を見ることもあり、そのような学生とも親交が深まる。私の顔を見れば「ドーピング!」という感じを持っているようで毎回人懐っこく接してくる。どのようなキッカケであれ意識付けになることはうれしい。試合前はリラックスした感じでふざけた会話をしている学生がいざ競技となると勝負師に変わる。試合に勝てば勿論喜び、負ければ話かけられないほど落ち込む。当然のことであるが彼らはその大会に勝つために日頃厳しい練習に耐えてきている。先日ある優勝候補の学生がインカレの前哨戦となる大会の決勝で惜しくも敗れた。学生は最終学年の4年生で、1年生から見てきた選手であった。最後の記念に試合後一緒に写真を撮る約束をしていた。試合後かなり落ち込んでいたが励ましの気持ちも込めて「写真撮るか?」と声をかけてみた。すると彼は、「申し訳ないですが今はその気分じゃないです。本田さんとは優勝したときに一緒に撮りたい。今度のインカレで絶対に勝ちます!」と答えた。その彼の大学最後のインカレで見事に優勝した。彼と一緒に写真を撮る際に、「約束が果たせて良かったです!」と本当に嬉しそうであった。

いつも思うことであるが、改めてこんな選手たちをドーピングから守ってやらなければならないと思う瞬間である。彼は卒業後の進路は警察官を目指すと言っていた。

職場環境によるが社会人になれば学生と接する機会はほとんどないと思う。自分がこのような活動を通して学生に接する機会が与えられ、学生に刺激されることも少なくない。かつての自分を思い出し、振り返り、それによって活力をもらうこともある。人との関わりは一見面倒だともあるが、求めなければ通り過ぎてしまうものでもある。時に人の出会いはその人の人生を変えるきっかけにもなると聞かすが、今まさに自分はそのように実感する。薬剤師会の仲間、体育協会の仲間その他今までご縁をいただき様々な方々にお世話になってきたことに感謝である。その中でも、手前味噌ではあるが今までの自分の活動を支援いただいている現勤務先の代表内館伸也氏やスタッフに改めて感謝の意を表したいと思う。

★★★ もくじ ★★★

巻頭言	検査センターのページ……………23
学生たちとの関わり・人の関わり	最近の話題……………27
岩手県薬剤師会常務理事 本田昭二… 1	東日本大震災からの復興を目指す
寄稿	特別講演会……………29
漢方薬・生薬認定薬剤師	仮設住宅での「お薬相談会」……………31
盛岡市立病院 富山道彦 … 4	質問に答えて……………33
第63回東北薬剤師会連合大会、開催される… 6	知っておきたい医薬用語（56）……………36
第39回岩手県薬剤師会 臨時代議員会のご報告…………… 8	気になるサプリメント43……………37
第65期岩手県薬剤師会 臨時総会のご報告…13	話題のひろば……………38
受賞おめでとうございます……………16	リレーエッセイ……………40
会務報告……………17	職場紹介……………41
理事会報告……………18	保険薬局の動き……………42
委員会の動き……………19	会員の動き……………43
保険薬局部会から……………20	求人情報……………45
支部の動き……………21	図書紹介……………47
	編集後記……………49

薬学薬事関係者懇話会

第33回新年会のご案内

恒例となっております薬学薬事関係者懇話会主催の新年会を開催いたします。

東日本大震災津波の発生から1年8ヶ月が過ぎました。

平成24年度においては岩手県薬剤師会も関係機関や被災地の薬剤師会と協調して復興への施策を打ってきましたが、今後も多くの課題が出てくると思われまます。

薬剤師としてあるいは薬業を支える一員として、郷土岩手の復興をどのように支えていくのか、各界の皆様の情報交換の場になればと考えております。

会員の皆様には、お誘い合わせのうえ多数ご参加ください。

[日 時] : 平成25年1月19日(土) 午後5時から

[場 所] : 盛岡グランドホテル

[会 費] : 5,000円

☆参加申込は、各支部長が取りまとめておりますので、所属支部へお申し出ください。

☆県薬事務局へ直接ファックスあるいはメールで申し込んでいただいても結構です。

代議員選挙告示

平成24年12月14日

一般社団法人 岩手県薬剤師会代議員選挙のお知らせ

岩手県薬剤師会会長 畑澤 博巳

本会は、今般の新公益法人制度改革に伴い、平成25年4月の一般社団法人移行登記の前に、新制度に則った新法人の代議員を予め選出する必要があります。

ここに、本会第63期通常総会において議決された一般社団法人岩手県薬剤師会定款附則第4項に基づき、一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙規程に即して、代議員選挙を下記のとおり執行いたします。

記

1. 選挙期日	平成25年3月14日（木）
2. 代議員選出数	選挙区別・平成24年9月末日現在の正会員数に基づいて決定 （選挙区別の代議員数は別表の通り）
3. 代議員の任期	移行登記の日（平成25年4月1日の予定）から平成27年3月に実施される代議員選挙終了の時
4. 選挙人	平成24年12月14日現在（選挙期日の90日前の）の正会員
5. 被選挙人	平成25年1月14日（選挙期日の60日前：平成25年1月14日）において在籍する会員
6. 立候補の届出	①立候補者は、所定の立候補届、経歴書を岩手県薬剤師会に提出する。 ②立候補届出書類は本会ホームページ（会員向け情報）からダウンロード、または岩手県薬剤師会事務局に請求する。
7. 届出期間	平成24年12月14日から平成25年1月14日（必着）
8. 選挙の方法	①郵便投票もしくは岩手県薬剤師会設置の投票箱への直接持参投票 ②投票期間 平成25年3月1日から3月14日まで（選挙期日の消印有効）
9. 開票	平成25年3月17日、選挙管理委員会の指揮監督のもと、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行うことができることとする。
10. 当選者の決定及び告示	開票結果に基づき、ブロック別の当選者を決定し、地域薬剤師会の代表者と立候補者に書面により通知する。同時に、岩手県薬剤師会ホームページ及び直近の県誌に掲載し、報告する。

以上

別表 選挙区別、代議員選出数

（平成24年9月末日現在の正会員数に基づく代議員の数）

盛岡	36	気仙	4
花巻	7	釜石	4
北上	7	宮古	4
奥州	8	久慈	2
一関	9	二戸	3

漢方薬・生薬認定薬剤師

盛岡市立病院 富山道彦

漢方薬の認定薬剤師に関する原稿依頼を受け、生来、文章を書くことを苦手とする私はすぐにイーハトーブの編集委員のET先生にお断りのメールを送りました。ところが返信メールは「絶対（この部分のフォントは赤色の太字）お願いします！」でした。いつもお世話になっているET先生に断るのも申し訳ないし、60歳を過ぎたら恥ずかしさを感じる閾値も上昇したせいか引き受けることになってしまいました。

漢方薬・生薬認定薬剤師を目指したきっかけはそろそろ定年退職を意識する年齢になって若いときは勉強嫌いだっただのに何故か勉強してみたくなったことです。

それからNST専門薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師、スポーツファーマシストの順に取り組みました。

前置きが長くなりましたが、漢方薬・生薬認定薬剤師になるためには日本薬剤師研修センターと日本生薬学会が実施する研修を受け、試問に合格する必要があります。現在認定者数は2400名くらいです。私は平成22年に認定を受けました。

研修会は月1回のペースで計10回、1回70分の全45講義を9日に分けて受講。残りの1回は薬用植物園での実習とレポート提出です。講義は東京で開催される座学講義のほかに、座学講義の収録ビデオを受講するもの、インターネット研修があります。

ビデオ講義は全国4カ所くらいで受講でき、その場所は毎年変わります。因みに受講料は5～6万円、認定書発行手数料2万円です。そのほかに交通費がかかります。私の時は東北薬科大学で受講と植物園の実習ができました。受講者は若い世代が多く、多分私が最年長。講義は結構ハードで午前10時に始まり昼休み30分をはさみ午後5時まで。

主な研修内容は

- 1) 漢方の歴史
- 2) 漢方概論
- 3) 傷寒論の解説

- 4) 疾患別の漢方治療と処方解説
- 5) 漢方薬の薬理作用
- 6) 漢方薬の再評価
- 7) 漢方薬の副作用
- 8) 病院調剤と漢方薬局製剤
- 9) 医療用漢方製剤と保険診療
- 10) 中医学と漢方医学の違い
- 11) 漢方各論

など。

全講義終了3か月後に試問が行われます。

試験問題の出題内容は

- ・漢方の歴史（本草学の古典）
- ・相互作用
- ・漢方処方の構成生薬に関するもの
- ・化学構造式から成分を確定し薬理作用を答えるもの
- ・生薬写真から植物を確定するもの

など。

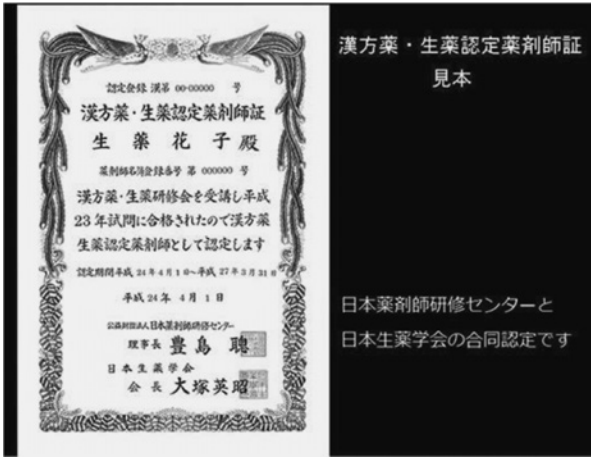
漢方薬に興味があり勉強してみたい方は「ツムラ」のホームページが基礎から臨床まで充実しておりお勧めです。基本から学びたい方は「エッセンシャル漢方医学」、「原理から理解する漢方」などがよろしいかと思います。

認定試験は過去に出題された問題を勉強すれば楽に合格できます。漢方薬は奥が深く今だに理解できませんが、試験対策だけは自信があります。最小限の努力で合格したい方は是非ご相談ください。

試験に合格したから安泰というわけにはいきません。漢方医学の急速な進歩と医薬行政の変化に対応するためにということで3年後に認定更新が必要です。漢方薬関連学会や講演会、講習会等に参加して所定の単位を取得しなければなりません。これが結構大変でこれまでのところ研修会場は近くても東京近郊。その他、九州、関西さらに北海道などです。認定を目指している方はそのことも考えていた方がいいと思います。

漢方薬・生薬認定薬剤師になったからといってすぐに患者さんや医師に自信を持って情報提供が

できるわけではありません。やっとスタートラインに立てたレベルです。認定を受けた方、これから認定薬剤師を目指そうという方は認定を基盤として、更にこの分野での新しい知識、技能を深めて頂くことを期待します。



寄稿

第63回東北薬剤師会連合大会、開催される

～及川洋一先生、富山道彦先生、薬事衛生功労者表彰受賞おめでとうございます～

第63回東北薬剤師会連合大会が9月8日・9日の両日、定禅寺ストリートジャズフェスティバルが行われ、街中に音楽が溢れる宮城県仙台市で江陽グランドホテルを会場に開催されました。

大会は、(株)クラスAネットワーク会長である橋本薫氏の「re-invention 健康の担い手としての薬剤師の活動」と題した特別講演で幕を開けました。



(橋本氏の講演風景)

氏は、広告制作会社に在職中にサントリー、ソニー、ニューズウィークなどのプロデュースをはじめスキーリゾート「ガーラ湯沢」などの企画立案、さらにはアメリカから「ハーゲンダッツ」や「サブウェイ」を日本に導入し、その展開のプロデュースやブランド構築を行われ、現在は、地域の健康を支援する薬局を目指す個人経営薬局を中心にした「class A」の運営会社である(株)クラスAネットワークを設立し、「ヘルスケア・プロショップ」という新しい業態に向かい、健康生活から支援する薬局作りのサポートと、その認知活動を行っている方です。

「戦後60年経った今、社会システムが軋み始めているこの国において、人々の健康を担う薬局経営には未来社会を見据えた活動の必要性が求められ、薬剤師の役割も大きく変わることが要求されている。社会はパラダイムシフトで進化しており、そのポイントは、(運営・企業・提供側の視点ではなく、)消費者・生活者の視点で見ることである。利用者の明日をイメージすれば未来は見える。そして、薬局、薬剤師が時代を進化させ未来を作

る時である。」とし、「(薬局)薬剤師が健康を提案する薬局の再発明をするときである。」という言葉で締めくくられました。

その後、翌日の分科会に向けての各県薬から意見発表があり、本会からは、災害対応をテーマに、中田常務理事が「避難所トリアージの必要性～岩手県防災訓練の経験から～」と題して発表しました。



東日本大震災後に津波被害を受けた沿岸地域では、慢性疾患への対応が求められたことから、薬剤師会では、9/1に釜石市で開催された岩手県防災訓練において「避難所に避難された住民の受診優先順位のトリアージ」を実施しました。中田氏は、ニュース映像を交えて内容を紹介したうえで、その経験を基にした日本薬剤師会への提言を行ったところ、臨席されていた児玉日薬会長から、日薬での検討を約束いただくなど好評を博しました。

日本薬剤師会へ提言

全国各地域薬剤師会で避難所トリアージ訓練実施の必要性

1. 日本薬剤師会と日本医師会で避難所トリアージに関しての協議。
2. 日本薬剤師会が中心となって避難所トリアージ運営に関するマニュアルを作成。(エキストラ設定、医薬品リスト、カード作成、医師との関わりなどのシナリオ)
3. 日本薬剤師会が国へ避難所トリアージの必要性を訴え、全国各地の防災訓練に盛り込んでもらう。

つづいて始まった式典では、5期10年の長きにわたり宮城県薬剤師会長を務められた生出泉太郎先生に感謝状が贈られました。その後、薬事衛生功労者の表彰が行われ、本会からは、及川洋一先生（釜石支部：当日は所用のため欠席）と富山道彦先生（盛岡支部）が受賞されました。



（及川洋一先生）

及川先生は、昭和45年から現在に至るまで釜石支部の理事を務められております。特に支部事務局として、薬剤師会内部はもちろん、関係機関・団体などとの折衝・調整などを一手に担い、支部活動を支えてこられました。組織における事務局の役割が非常に重要であることはいうまでもありませんが、先生は、支部の事業運営、今に至る発展には欠かすことのできない存在であります。

また、釜石市内の12の小中学校の学校薬剤師を長きにわたって勤められました。現在は役目をお譲りになされましたが、後進の指導や良き相談相手であり続けておられ、今なお、ご尽力いただいています。



（富山道彦先生）

富山先生は、盛岡市立病院に勤務するかたわら、盛岡支部役員（平成12年から。現在、副支部長）として、特に盛岡市夜間急患診療所への薬剤師の派遣や教育研修に積極的に取り組み、薬剤師の地域貢献に尽力されています。同時に、盛岡市防災訓練への薬剤師会の参加並びに訓練項目の検討、そして訓練時の陣頭指揮と率先して取組みを進めていただいています。

県薬役員（平成14年～現在）としては、岩手県薬剤師会が調剤過誤対策を検討するにあたって、当初から病院薬剤師としての知識と経験をもとに取組みを進めていただき、活動の礎を築いていただいたお一人であります。また、非常時・災害対策の検討にも当初から関わり、マニュアル作成・改訂など精力的に活動いただいています。

両先生、本当におめでとうございます。今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。



（富山先生を祝福する大会参加者）

2日目は、各県の参加者が、正副会長会、分科会（調剤報酬、災害対応、地域連携）の4つに分かれて活発な意見交換が行われ、その後の全体会では各分科会の報告があり閉会となりました。

薬剤師を取り巻く環境は厳しく、さまざまな課題が山積していますが、地域を越えて結束して取り組むことで必ずや活路がひらけるものと考えておりますので、会員の皆さんにはご協力のほど、よろしく願いいたします。

（岩手県薬剤師会専務理事 熊谷明知）

第39回岩手県薬剤師会 臨時代議員会のご報告

平成24年10月14日（日）盛岡商工会議所会館において、臨時代議員会が開催されました。

本会は平成25年4月1日付けで本会が一般社団法人に移行する予定となっておりますが、新法人においては、「公益法人改革」の趣旨に基づき、準則主義によるしっかりとした運営が求められます。

今回の臨時代議員会とその後の臨時総会は、この新法人への移行にあたっての「諸規程」を採択するために開催されました。

以下、執行部による諸規程の提案趣旨を重点に、議事の概略を報告いたします。

なお、新規程については、岩手県薬剤師会ホームページに掲載いたします。会員各位におかれましては、必ず熟読しご理解いただきたいと存じます。

次 第

1. 開会のことば
2. 議事運営委員長日程説明
3. 会長 演 述
4. 出席代議員数確認
5. 議事録署名人指名
6. 議 事
議案第1号 支部区域の変更について
議案第2号 定款変更に伴う諸規程制定について
一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙規程
一般社団法人岩手県薬剤師会会員規程
一般社団法人岩手県薬剤師会会費規程
一般社団法人岩手県薬剤師会会長候補者及び監事選挙規則
一般社団法人岩手県薬剤師会会長候補者及び監事選挙規則施行細則
議案第3号 一般社団法人岩手県薬剤師会総会運営に係る諸規程制定等について
一般社団法人岩手県薬剤師会総会運営規則
一般社団法人岩手県薬剤師会総会議長及び副議長選出規程
議案第4号 一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙管理委員会委員の委嘱について
7. 閉会のことば

村井利昭理事の司会進行により、齊藤明副会長による開会のことば、牟岐和房議事運営委員からの議事日程の説明の後、畑澤会長からあいさつがありました。



会長からは、今回、臨時代議員会と臨時総会を開催するにいたった経緯として、

公益法人改革に対応するため、岩手県薬剤師会の一般社団法人への移行において移行前に諸規程を決定しなければならないことが説明され、併せてその規程をまとめる際の考え方として日本薬剤師会の趣旨に合わせたことが説明されました。



代議員定数87名のうち、73名が出席していることが報告され、八巻議長から代議員会の成立

が宣言されました。その後、議長が議事録署名人として、盛岡支部23番梅村和子代議員と34番小川和子代議員を指名し、議事に入りました。

【議 事】

議案第1号 支部区域の変更について
熊谷専務理事の提案説明【要旨】

「現在の遠野支部と花巻支部を合併し、新たに花巻支部とすることを提案するものです。遠野支部は従来から会員数が少ないため独自の支部活動が難しく、以前から他の支部との合併が検討されていましたが、県薬の新法人移行を機に、あらためてご協議頂きました。一昨年、支部総会で他の支部との合併を決議されております。その後、花巻支部との間で話し合いがもたれ、花巻支部との合併を決められました。しかし、その直後に震災が起こり、代議員会への上程が持ち越されてきたという状況です。

本日を持ちまして、現在の花巻支部と遠野支部を合併いたしまして、新たに花巻支部とすることを提案するものです。これにともない、定款細則

第8条の変更を提案するものです。]

以上の提案に対しては特段の質問はなく、承認されました。

議案第2号 定款変更に伴う諸規程制定について 熊谷専務理事の提案説明【要旨】



「一般法人移行に際して変更した定款は、第37回通常代議員会で決定され、第63期通常総会で承認されま

した。その後12月に岩手県に移行認可の申請書を提出し、今年6月15日に答申があったということです。

来年4月1日に新法人に移行する予定ですが、その前に諸規定を整えて代議員選挙を行わなければなりません。スケジュール的には、移行前に代議員を選出しなければならず、3月に代議員を選出するためには、3ヶ月前の本年12月に公示しなければならず、今回がご協議いただくにはぎりぎりの時期になります。

新定款においては、「支部」という名称を用いずに「地域薬剤師会」という表現を使っておりますが、この違いについて、岩手県薬剤師会の考え方を説明したいと存じます。

結論から申し上げますと、実質的には今までと変わりありません。

何が違うかということ、定款に〇〇支部と記載すると、社会通念上〇〇支部は岩手県薬剤師会の一部と判断され、岩手県薬剤師会は事業計画、予算並びに決算などすべての支部について事業推進と開示の義務を負うことになります。10支部すべてに関してそうなります。

定款に「〇〇薬剤師会」と規定しますと、地域薬剤師会は事業計画の立案、予算、決算を行うにあたり岩手県薬剤師会とは別に独自に進めることになります。ただし、県薬と地域薬剤師会は密接な関係を維持し、あらゆる事業において密接な連携体制を維持する、岩手県薬剤師会の定款にはそのように記載しております。

この解釈さえ理解していれば、県薬と支部の関

係は今までと変わらず変更はありません。ただし、県薬と支部とが別の団体であるということについては、新しい認識としっかりとした運営方針が必要になってきます。

岩手県薬剤師会の支部としての事業は、具体的には、岩手県薬剤師会の代議員や議事運営委員を選出すること、支部長を選出すること、県薬の事業について支部担当者を選出していただくことなどになります。次に地域薬剤師会としての機能ですが、今まで支部活動と呼んできたことの多くは地域薬剤師会の活動と考えることができます。

例をあげますと、支部会費の徴収、支部としての事業計画や予算の策定・決算報告、地域における三師会をはじめとした各種イベント、支部独自の研修会の開催などになります。

例えば薬と健康の週間を考えますと、日薬、県薬との連携を考えますと、主体を地域薬剤師会においた県薬事業と言えると思います。

つまり、公益法人改革に対応するため、社会通念にあわせるために、「支部」という名称を使わないこととした、ただし、地域薬剤師会活動は実質的には今までの支部活動と殆ど変わらないし、支部と地域薬剤師会の機能と事業の区別については、明確にしておく必要がある、ということになります。

ここでひとつ確認しておきたいこととして、新定款のもとでは、一人一人の会員は、それぞれ独立した別の団体である、日本薬剤師会、岩手県薬剤師会、地域薬剤師会の三つの団体に加入することになります。会員にはそれぞれの団体に対する権利・義務が別々に発生することになります。

その良い例が、代議員の選出・選挙ということです。これまで、岩手県薬剤師会の代議員は、支部にその選出方法をお任せしておりました。新定款においては、代議員選挙を行うこととしております。したがって、県薬が定めた選挙区ごとに自分が所属する選挙区の代議員を選挙するという。これは岩手県薬剤師会会員の権利であり且つ義務でもあるということになり、地域薬剤師会の事業ではないということです。

時々支部の皆さんから聞かれることに、地域薬剤師会は法人化すべきなのか、ということがあります。先ほど来説明しておりますように、地域薬剤師会も独立した団体ということになりますので、法人化を検討していただくことに対しては県薬が

言うべきことではありません。ただし、法人化しなければならない、ということはありません。任意団体のままでも問題ありません。実際、各支部では、従来から「〇〇薬剤師会」という名称を使っていたと思います。県薬が地域薬剤師会の法人化に対して制限を加えることはありませんから、各地域で十分に検討いただければと思います。

続いて代議員選挙規程について説明します。

岩手県薬剤師会には現在約1700人の会員がいますが、その方々が出席する総会を開催するというのは現実的ではないと考えます。そこで、正会員の中から代表者である代議員を選びその方たちが出席する代議員会を定款にあげました。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律には、代議員制に関する規定はありません。ただし、内閣府公益認定等委員会では、5要件を満足することを条件に代議員制を許容しています。

5要件

- ① 代議員を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定められていること。
- ② 各会員について、代議員を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保証されていること。
- ③ 代議員を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
- ④ 選出された代議員の責任追及の訴え、総会決議取り消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該代議員の任期が終了しないこととしていること。
- ⑤ 会員に代議員と同等の情報開示請求権を付与すること。

県薬が代議員制をとり、新しい法人として出発するためには、この5要件を満たす方法で代議員を選出しなければなりません。新法人に移行する前に代議員を選出することについては、定款の附則4に規定しています。項目を規定から抜き出しておいたので、こちらで確認していきたいと思います。

【選挙人】（規程第7条第1項）

代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の90日前までに入会の承認を受けた会員でなければならない。

【立候補者】（規程第8条第1号）

立候補者は立候補締切日に正会員として在籍して

いる者とする。

【立候補者等の責務】（規程第10条）

代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

【選挙の方法】（規程第11条第1項）

①選挙は、岩手県薬剤師会の正会員による無記名投票により行う。

②投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。（規程第11条第2項）

【投票の方法】（規程第12条第2項、第4項）

①投票先（郵送先）は、岩手県薬剤師会内の「岩手県薬剤師会代議員選挙管理委員会」宛とする。

②投票に要する郵便切手は選挙人が負担（貼付）する。

③選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区ごとに整理保管し、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

【開票の方法】

○開票立会人（規程第13条）

選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から3名以上を開票立会人として指名し、開票に立ち合わせる。

○開票管理人（規程第14条）

選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から3名以上を開票管理人として指名し、開票事務を行わせる。

○開票（規程第16条第1項）

①開票は、岩手県薬剤師会事務局において行う。

②開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

③選挙管理委員会は、選挙区毎に投票数を確認し、有効投票を確定する。（規程第16条第2項）

○当選者の決定と報告

選挙管理委員会の委員長は、選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

【選挙結果の告示】（規程第18条第1項、2項）

会長は、選挙結果を地域薬剤師会の代表者及び立候補者に通知するとともに、県薬誌及び岩手県薬剤師会ホームページに掲載する。

代議員選挙規程の説明は以上です。

つづきまして、会員規程ですが、これまでの定款並びに定款細則に会員についての説明がありましたが、新法人に移行するにあたり規定を設けました。

これまでと大きく変わったところは会員の種類に「特別会員」が加わりました。

定款第9条に「任意退会」というものがあります。また、定款第11条会員資格の喪失に伴う規定を盛り込んでいるというあたりがこれまで無かった部分になります。あとは手続き上のこととして規定しております。

会費規程の第5条入会及び退会の時期による会費について明記しております。定款第11条は会員資格の喪失ですが、これにともなう内容を会費規程の7条に盛り込んでいるところが今までにない部分です。

会員種別ごとの会費額についてですが、岩手県薬剤師会では新法人移行に伴い、別表にあるような会費額を検討したところでした。正会員については、A会員と書いている開設者、それ以外のB会員に分けました。B会員は、さらに勤務者と無従事に分け、勤務者は従来分け方と同じ区分にしました。それ以外に賛助会員と新たに加わった特別会員に区分しました。

会費額については、それぞれ正会員のA会員が44,000円、B会員は勤務者で免許取得後20年以上が24,000円、10年以上が18,000円、10年未満が14,000円、無従事が3,000円、賛助会員については、44,000円、特別会員は1,000円としてあります。

従来の日薬会費は、(日薬)会費額算定式により年度ごとに算定された賦課額により、県薬に会費総額の請求があり、納付してきました。ちなみに今年度の請求額は1,560万円ほどです。日薬は、法人改革を機に、*2にある会費を新たに徴収するとしており、来年度から実施するためその検討をしているところです。

県薬会費は、県薬の事業運営に要する費用に日薬会費賦課額を加えた額を賄うべく、会費額を定めてきました。しかし、今回日薬会費の徴収方法が変わるということで、これについても見直す必要が出てきたということです。そもそも日薬と県薬は別法人ですので、それぞれから請求され、会員は別々に納付するというのが正しい形と言えると思います。

県薬の会費については、現在開設者の方については、店舗ごとに徴収しておりました。複数店舗

*2：日薬会費額（平成25年度以降）

区 分	A会費	B会費
ア. 正会員	18,000円 A：管理者又は日薬に貢献を望む者	7,000円 B：A会費会員以外
イ. 賛助会員	18,000円 A：薬局経営者	7,000円 B：薬剤師以外の薬品の製造業及び卸売業等の関係者、医薬品販売に従事する者、薬科学生、その他希望する個人及び団体
ウ. 特別会員	1,000円 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者。薬剤師になる資格のある者。	

経営している方は、店舗数で金額が変わったということです。今回の改定を機に、「会員は個人」と考え、複数店舗を営んでいても所属は1箇所とし、会費を徴収することとしたい。

また、会費額を検討するにあたり、我々をとりまく状況は無視できません。時代とともに社会が薬剤師に求める、薬剤師が担うべき役割が多岐にわたるようになり、実施する事業も年々増えていきます。動けば動くほど事業費が増えていくことになります。

会の運営というのは、本来会費で賄うべきものですが、ご存知のとおり岩手県薬剤師会では、県薬の収益事業、特に医薬品衛生検査センターで大きな収益を上げ、そこから多額の繰入を頂きました。また、保険薬局部会からも多額の繰入をしていただくことで賄ってきたという現実があります。

しかし、この会営事業は、それぞれの事業所で経費節減や効率化を図っているわけではありますが、社会の環境変化により以前のような収益を得ることが難しくなってきました。今後も厳しい環境で事業を行っていかねばならないということが予想されます。これまでのような多額の繰入は期待できない状況です。

保険薬局部会についても、繰入を行うことにより、毎年赤字決算であります。同様の繰入を永遠に続けるのは、だれが考えても不可能であります。

かといって、繰入をゼロにする、ということではありません。会営事業は事業で得た収益を会に還元すべきであり、県薬が実施する事業のなかで薬局が関連する部分は大きな割合を占めております。当然、繰入は行いますが、これまでのように

多額な繰入は難しい。

ということで、これらをできるだけ会費で賄うこととしたい、ということです。

総額としてどれくらい必要になるかという、一般会計の会費収入としては4,300万円ありますが、このうち1,500万円は日薬に納めるもので、実質の収入は2,800万円です。

支出は、日薬に納める額を差し引いて3,200万円ということになります。情報センターは収入を得る事業ではないので繰入で運営していますが、そのうち保険薬局部会から多額の繰入を頂いており、それを除くと640万円、支出が1,500万円。

その結果、収入合計から支出合計を差し引くと1,300万円不足するという計算になります。

現行の実質収入の2,800万円に不足額の1,300万円を合わせた4,100万円を会費で賄うこととしたいということであります。

この4,100万円をどう負担していただくかということについては、昨年度から様々検討してまいりました。これについては、県薬会費だけでなく、これから皆さんが納めることになる日薬会費も考慮して決定する必要があります。

値上げはしたくてやるわけではありません。ですから是非ご理解いただきたいと思ひます。



昨年、ご承認いただいた新しい定款を今日の議案書の最後に参考としてつけていますが、こちらの目的の

ところを是非見ていただきたいと思ひます。

「一般社団法人岩手県薬剤師会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、岩手県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする」というように定めております。

この目的のもと、事業を継続・発展させていかななくてはならないと考えております。事業運営のために必要な会費であることを是非ご理解いただきたいと思ひます。

以上が会費規定に関する提案であります。

続いて会長候補者及び監事選挙規則と施行規則についてです。

役員の選任については、新定款の27条によりまして「理事及び監事の選任は総会の決議によって行う。」「会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選出する」とされています。

3項には「前項の会長は総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる」としてありますことから、岩手県薬剤師会では、事前に、認定移行前に開催される3月の代議員会で会長候補者を選んで、そのあと認定移行後に開催される理事会で会長候補者が推薦する理事候補者一覧を議案として議決することとしたいと考えたところです。

日本薬剤師会がこの方法を採用しました。日薬では、事前に弁護士に相談し、特にこの方法で問題ないということでした。

内容については、選挙を行うにあたってのルールを定めたものということです。

以上、規定、規則並びに細則についてご承認いただきたく、提案申し上げます。』

(質疑)

盛岡支部 6番 中谷謙治代議員の質問



「今回、会費の改定のお話をうかがいましたが、保険薬局部会の会費については検討されているのか、お

伺いしたいと思います。』

熊谷専務の回答

「本当は同時に行わなければならないと思ひましたが、移行認可のスケジュールもあり、まず、こちらの規程について先に検討し、その目処がたったら部会の方も検討していかなければならないと思ひています。現在は検討に入っておりません。」

その他特段の質疑はなく、議案第2号は承認されました。

議案第3号 一般社団法人岩手県薬剤師会総会運営に係る諸規程制定について

熊谷専務理事の提案説明【要旨】

「事前にお目通しいただいているという前提で

細かい説明は省かせていただきます。

従来の総会とはことなり、新法人では代議員会が総会という名称になります。総会を運営するにあたっての規則です。

総会運営規則については、一般社団法人岩手県薬剤師会の定款第25条の規定に基づき、新法人移行後に開催される総会の事項について定めるものです。

総会議長及び副議長選出規程は、一般社団法人岩手県薬剤師会の定款18条の規定に基づき、新法人移行後に開催される総会の議長及び副議長を選出するための事項を定めるものです。

これらの規程及び規則についてご承認いただきたく、提案申し上げるものです。」

特段の質疑はなく議案第3号は承認されました。

議案第4号 一般社団法人岩手県薬剤師会代議員 選挙管理委員会委員の委嘱について 熊谷専務理事の提案説明【要旨】

「先ほどご承認いただきました「一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙規程」第4条によりますと代議員選挙の事務を管理するため、本会に選

挙管理委員会を設置することとしております。

第3項には、選挙管理委員会には定款第5条第1項第1号に定める正会員の中から総会の議を経て会長が委嘱することになっております。

12月に告示をしたいことから、速やかに委嘱したいと考え提案するものです。

今回委員5名を補欠の委員2名を提案いたします。委員としては次のとおり提案します。」

委員名	所属支部
高砂子 修 作	盛 岡
阿 部 司	盛 岡
鈴 木 可奈子	盛 岡
高 橋 稔	北 上
古 川 有 子	花 巻
《補欠》	
池 永 祐 介	盛 岡
吉 田 雄 樹	盛 岡

特段の質疑はなく、議案第4号により提案された選挙管理委員の委嘱については承認されました。

最後に、大谷道男副会長により閉会のことばが述べられ、代議員会は終了しました。

第65期岩手県薬剤師会 臨時総会のご報告

臨時代議員会終了後に、休憩をはさんで第65期臨時総会が開催されました。

総会においては、総会から参加された会員に対して議題の提案・説明がおこなわれました。提案内容については、代議員会と同様ですので、出席した会員からの質問を中心にご報告いたします。

次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 報告
報告第1号 支部区域の変更について
4. 議 事
議案第1号 定款変更に伴う諸規程制定について
議案第2号 一般社団法人岩手県薬剤師会総会運営に係る諸規程制定等について
議案第3号 一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙管理委員会委員の委嘱について
5. 閉会のことば

村井利昭理事の司会進行により、齊藤副会長からの開会挨拶、畑澤会長の挨拶に続いて、直前に開催された代議員会の決定を受けて、畑澤会長を

議長として、報告並びに議案が上程されました。

《報 告》

報告第1号 支部区域の変更について

熊谷専務から代議員会で決定された旨報告されました。

《議 事》

議案第1号 定款変更に伴う諸規程制定について

熊谷専務からの提案説明に対して質疑が行われました。

(質疑)

奥州支部 八巻貴信氏

「2点ほど確認させてください。支部から地域薬剤師会に変わると、今まで「奥州支部長」と呼んでいたものが「奥州地域長」というふうになるのでしょうか。

また、来年4月からは、今まで研修会などで「奥州薬剤師会」と称していたものは「奥州地域薬剤師会」とした方が良い、ということでしょうか。」

熊谷専務の回答

「支部がなくなりますので、それぞれの地域の代表者という名称でよろしいかと思えます。名称についてはまだ検討していませんが、代表者名で通知等を出すことになると思えます。

二つ目の質問については、従来から使われているもので構わないと思えます。今の「奥州薬剤師会」でなんら問題はないということになります。」

盛岡支部 佐藤勝彦氏【要旨】

「まず会費について、勤務薬剤師の負担が大きく、日薬の会費ではなく県薬の分だけで、勤務薬剤師に限れば180%近い負担になります。どのくらいの活動費が必要なのか、ということがこの資料からは読み取れないので、その辺のところを説明していただきたい。

もうひとつは、やはり会費のことですが、会員拡充をすることで、会費をここまで上げないような方策はとれなかったのか。病院薬剤師会の分の会費、8000円か9000円だと思うが、その分を負担して病薬の会員を全員入れるようにすれば、会員数が増えて逆に会費が減るのではないか、など色々な模索が考えられるように思えます。その会員拡充策について聞きたいと思えます。

それから、病院に勤めている者として聴きたいのは、病院勤務薬剤師部会の予算が少ないこと。病院薬剤師が県薬に入ると、(病薬と)二重に払うことになり、勤務薬剤師が開設者以上に払うよ



うな計算になる。そういうところも考慮して、これから病診部会の予算をどうするつもりなのか、お聞きしたいです。」

熊谷専務の回答

「3点の質問ありがとうございます。

まず、1点目からですが、今年度の予算書で説

明させていただきますと、一番多いのが広報にかかる部分です。イーハトーブの発行が一番大きい。

次に多いのは、震災の支援にかかる費用が150万円ほど予算だとしておりますがこれは今まではなかったものです。予算に関しては、長年、収益の多い会営事業を頼りにしてきたこと、保険薬局部会からの繰入に依存していたというところがあります。

今回の会費額の算定については、ご指摘のとおり以前から検討していれば、こうならなかったと言えるとは思いますが、あらためて今回洗い出したところ4100万円必要だということになりました。ご指摘のとおりですが、こういう結果になってしまった、ということです。

2日の会員拡充については、常務会等でも意見が出ております。しかし有効な方策がとれていないのが現状です。

ご指摘のとおり裾野を広げることによって各会員の負担を少なくできると思えます。病院の方にも入っていただけるような事業を考えていかなければならないと思えます。病診部会を設置していますが、それぞれの先生方もお忙しく、県薬の病診部会までお願いできていないというところもあります。

予算については、各部会長、委員長に出していただいて配分を決めていますが、具体的な予算要求が見られないところについては、前年度の実績で予算立てしています。是非、薬剤師会の予算を利用していただければ良いかと思えます。

具体的な拡充策を提示できないのが、申し訳ないところでもあります。」

盛岡支部 佐藤勝彦氏

「ありがとうございます。ただ、意見を言わせてもらいますと、県立病院の会員は、全員県薬に入らせています。この会費がだいたい275万円くらいで集めた会費の中から払っているのですが、会費の値上げにより400万円強になる。県立病院薬剤師会としても大きな支出になります。その意味で、それだけのメリットを考えていただかないときついかなと思えます。

県立病院薬剤師会の若い連中は、専門認定など色々な学会に入ってお金をそちらのほうにも使っています。これらには自分の知識や認定のためという目的があり、自分にどんどん投資しているのです。

今、一部では、病薬にも県薬にも入っていることについて、それだけのメリットがないとくすぶっているところもあります。今回の値上げはそれに火をつけるようなものになっています。

今までは、県立病院のOBが県薬の会長になったこともありますし、県薬から県立病院の職員の待遇改善のための要望を出してもらったいきさつもあって全員加入にしていました。病院薬剤師に対する配慮をもう少し考えていただければと思います。』

熊谷専務の回答

「佐藤先生のご意見は、以前から言われているところですが、なかなか手をつけることができていないので、新法人移行にあたっては、後の執行部にしっかり申し送りをして、事業計画のなかに盛り込んでやっていただきたいと思います。」

盛岡支部 佐藤勝彦氏

「値上げのことは来年のことなので、来年2月の県立病院薬剤師会の理事会で承認を受けて総会に諮らなければなりません。しっかりした方針を早めに打ち出して伝えていただければ、これからの運営にも役立つと思います。ご連絡をいただきたいと思います。」

熊谷専務の回答

「今日の意見について、早速来月の常務会で協議していきたいと思います。どのようなものが提示できるか分かりませんが、検討させていただくということで回答させていただきます。」

他には質問はなく、提案は承認されました。

議案第2号 一般社団法人岩手県薬剤師会総会運営に係る諸規程制定等について

熊谷専務から代議員会で決定された内容が報告されましたが、特に質問はなく承認されました。

議案第3号 一般社団法人岩手県薬剤師会代議員選挙管理委員会委員の委嘱について

熊谷専務から提案趣旨並びに代議員会で決定されたことが報告・説明されました。

(質疑)

盛岡支部 高野浩史氏



「選挙区が10あるなかで委員を5人としたことの理由をうかがいたいことと、補欠が盛岡の方しかいない

のはどうなのかと思うので、宜しくお願いします。」

熊谷専務の回答

「代議員選挙規程の第5条に選挙管理委員会は、選挙人名簿の管理、立候補の受付、資格審査、告示、公示、投票及び開票の管理、投票の有効または無効の判定、結果の報告及び記録の作成、その他必要な事項、というものを業務として行っただくこととなります。」

1回集まるだけではなく、告示、公示の作業のほか、初めてということもあり色々なことが出てくると思います。

議論するにはあまり多すぎても難しいし、何回か平日の夜に集まっただくこともあろうかと思えます。岩手県の状況を考えたとき、沿岸部、県北あるいは県南からきていただくのは時間もかかることから、盛岡を中心に本線沿いで盛岡に近いところの支部長にお声がけをさせていただいたということです。

補欠の委員については、委員と同じ数も必要かと検討しましたが、一度に5人が辞退することもないと思い、2名とさせていただきました。また、盛岡で比較的速やかに参加できる方、ということで選定しました。」

この他には特に質問はなく、提案どおりに承認されました。



このあと、大谷副会長が閉会の挨拶があり、第65期臨時総会は終了しました。

受賞おめでとうございます

(日付順)



釜石支部 及川 洋一 先生
東北薬剤師会連合会 薬事衛生功労表彰
平成24年9月8日



盛岡支部 富山 道彦 先生
東北薬剤師会連合会 薬事衛生功労表彰
平成24年9月8日



盛岡支部 大谷 道男 先生
平成24年度国民健康保険関係功績者
厚生労働大臣表彰
平成24年10月11日



花巻支部 齊藤 明 先生
平成24年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
平成24年10月23日



盛岡支部 千葉 一郎 先生
平成24年度秋の叙勲
旭日双光章
平成24年11月3日



盛岡支部 高橋美枝子 先生
平成24年度知事表彰
(保健医療功労)
平成24年11月27日



花巻支部 高橋 光 先生
平成24年度知事表彰
(保健医療功労)
平成24年11月27日



一関支部 白石 恵一 先生
麻薬・覚せい剤乱用防止に功績のあつた者に対する厚生労働大臣感謝状
平成24年11月20日



盛岡支部 斎藤 仁 先生
麻薬・覚せい剤乱用防止に功績のあつた者に対する厚生労働省医薬食品局長感謝状
平成24年11月20日



久慈支部 伊東祐太郎 先生
麻薬・覚せい剤乱用防止に功績のあつた者に対する厚生労働省医薬食品局長感謝状
平成24年11月20日



会務報告



月日	曜	行事・用務等	場所	参加者
10月2日	火	医薬品試験委員会	医薬品衛生検査センター	
10月4日	木	広報委員会	岩手県薬剤師会館	
10月6日	土	第3回都道府県会長協議会	浜松市	会長
		岩手県学校薬剤師会支部長会	岩手県薬剤師会館	
10月7日	日	第45回日薬学術大会(～8日)	浜松市	
10月10日	水	第6回常務会	岩手県薬剤師会館	
		東北厚生局岩手事務所による保険薬局集团的個別指導	奥州市文化会館	立会:本田
10月11日	木	奥州支部在宅医療に関する研修会	水沢サンパレスホテル	講師:中田
		東北厚生局岩手事務所による保険薬局集团的個別指導	マリオス	立会:熊谷
		第3回医療安全いわてフォーラム 第2回打合せ会	岩手県医師会館	藤谷
10月12日	金	東北厚生局岩手事務所による保険薬局集团的個別指導	久慈市観光交流センター	立会:新淵
10月14日	日	第39回臨時代議員会・第64期臨時総会	盛岡商工会議所会館	
10月20日	土	災害からの復興に関する研修会	釜石市	
10月21日	日	高度医療機器販売管理者継続研修会	岩手県薬剤師会館	
10月23日	火	薬事功労者厚生労働大臣表彰 表彰式	厚生労働省講堂	齊藤
		釜石支部保険調剤スキルアップ研修会-中級編	釜石ベイシティホテル	講師:熊谷
10月24日	水	一般法人移行に係る説明会	ホテルベリーノ一関	会長
10月26日	金	保険薬局部会役員会	ホテルエース	
		H24年度以降の会費徴収に係る全国担当者会議	富士国保連ビル	会長、藤谷
10月28日	日	第1回保険薬局研修会	マリオス	
10月31日	水	薬の正しい使い方 ポスターコンクール 審査会	岩手県薬剤師会館	
11月2日	金	薬学薬事関係者懇話会世話人会	岩手県薬剤師会館	
11月3日	土	第3回医療安全いわて公開フォーラム	岩手県医師会館	
11月4日	日	禁煙に関する研修会	岩手県薬剤師会館	
11月7日	水	第7回常務会	岩手県薬剤師会館	
11月8日	木	一般法人移行に係る説明会	花巻支部	齊藤、西野
11月9日	金	H24年度第1回岩手県健康いわて21プラン推進協議会	水産会館	宮手
11月11日	日	禁煙フォーラム岩手2012-盛岡市医師会主催	エスポワールいわて	
11月17日	土	第4回役員・支部長合同会議	岩手県薬剤師会館	
11月19日	月	一般法人移行に係る説明会	一関支部	会長
11月20日	火	H24岩手県薬物乱用対策推進本部会議	エスポワールいわて	
		編集委員会	岩手県薬剤師会館	
		釜石支部 保険薬局スキルアップ研修会	釜石市青葉ビル	大谷
11月21日	水	一般法人移行に係る公開フォーラム	釜石市内	宮手、西野
11月22日	木	社保医療協議会岩手部会	東北厚生局岩手事務所	
		優良商工従業員表彰-盛岡商工会議所主催	マリオス 小ホール	工藤、太田、津志田
11月26日	月	岩手県医療審議会	公会堂	会長
11月27日	火	一般法人移行に係る説明会	奥州支部	齊藤、四倉
11月28日	水	保険薬局部会役員会	岩手県薬剤師会館	
		一般法人移行に係る説明会	宮古支部	宮手、西野
11月30日	金	SP特別実務講習会	品川フロントビル会議室	



理事会報告



第6回常務理事会

日時：平成24年10月10日（水）19：00～21：00

場所：岩手県薬剤師会館

協議事項

- (1) 臨時代議員会および臨時総会について
- (2) 医療安全いわてフォーラムについて

- (3) 平成24年度日薬学校薬剤師会部会全国担当者会議について
- (4) 学校薬剤師部会役員・支部長合同会議について

報告事項

- (1) 会務報告と今後の予定について
- (2) 第3回都道府県会長協議会および第45回日薬学術大会について

- (5) 基準薬局認定委員会から
- (6) 医薬品試験委員会から
- (7) 広報委員会から
- (8) 保険薬局部会から

第7回常務理事会

日時：平成24年11月7日（水）19：00～21：00

場所：岩手県薬剤師会館

協議事項

- (1) 第64期臨時総会における意見への対応について
- (2) 県薬職員の冬季賞与の支給について
- (3) 第40回通常代議員会の運営について
 - ①各事業所・部会・委員会の事業報告について
 - ②平成24年度補正予算および平成25年度予算案の提出について
- (4) 岩手県医薬品衛生検査センターの名称変更について
- (5) 会費滞納者への対応について
- (6) 次回常務理事会の日程について

報告事項

- (1) 会務報告と今後の予定について
- (2) 平成24年度上半期事業実績について
- (3) 平成25年度以降の会費徴収に係る全国担当者会議について
- (4) 平成25年度自殺対策緊急強化事業計画について
- (5) 薬学薬事関係者新年懇話会世話人会について
- (6) 第3回医療安全いわてフォーラムについて
- (7) 禁煙支援薬剤師養成講習会について
- (8) 復興委員会から
- (9) 永年勤続表彰について

第4回役員・支部長合同会議

日時：平成24年11月17日（土）14：30～16：00

場所：岩手県薬剤師会館

協議事項

- (1) 第64期臨時総会における意見への対応について
- (2) 第40回岩手県薬剤師会通常代議員会について
 - ①支部活動状況の報告について
 - ②代議員選挙について
- (3) 岩手県医薬品衛生検査センターの名称変更について
- (4) 会費滞納者への対応について
- (5) 新規指定保険薬局の入会金について

- (2) 平成24年度上半期事業実績について
- (3) 平成25年度以降の会費徴収に係る全国担当者会議について
- (4) 岩手地方社会保険医療協議会について
- (5) 「薬と健康の週間」の活動状況について
- (6) 基準薬局認定委員会から
- (7) 医薬品試験委員会から
- (8) 広報委員会から
- (9) 健康いわて21推進委員会から
- (10) 復興委員会から
- (11) 保険薬局部会から
- (12) 薬学薬事懇話会 平成25年新年会について

報告事項

- (1) 会務報告と今後の予定について



委員会の動き



非常時・災害対策委員会から

委員長 中田 義仁

【岩手県薬剤師会非常時・災害対策マニュアル】

今年の3月に東日本大震災の経験を踏まえて作成された「薬剤師のための災害対策マニュアル」（厚生労働科学研究、以下、日薬マニュアル）は、発災時に使いやすいチェックリスト方式で、資料も充実しています。

そこで、当委員会では、日薬マニュアルにリンクしたものとすること、特に発災直後の初動時に対応することとして岩手県薬剤師会非常時・災害対策マニュアル（以下、県薬マニュアル）を改訂しました。

- 県薬マニュアル改訂（平成24年9月）
- 当委員会主催研修会にて内容説明（平成24年9月2日）
- 日薬マニュアルおよび県薬マニュアルを会員所属施設（薬局536、病院等72）へ配布（平成24年10月）
- 県薬マニュアルの作成目的と活用方法を伝達するため支部研修会を開催（平成24年9月～）

【平成24年度非常時・災害対策に関する研修会】

東日本大震災での薬剤師の医療活動の様々なケースを会員に情報提供し、発災時、薬剤師としての確な行動を取れることを目的として開催し、120名の参加を得ました。

日時：平成24年9月2日（日）13時～15時

場所：エスポワールいわて2階大ホール

共催：岩手県薬剤師会、岩手県病院薬剤師会

内容：・「岩手県薬剤師会非常時災害対策マニュアルについて」 中田 義仁
・活動報告

- ①東日本大震災救護活動における院外処方箋の活用
盛岡赤十字病院薬剤部長 蒲沢 一行
- ②東日本大震災における災害処方箋応需について
こすもす薬局（盛岡） 岩渕 香織

【平成24年度岩手県総合防災訓練】

日時：平成24年9月1日（土）9時～13時

場所：釜石市

参加機関：68機関

訓練項目：51項目

参加会員：19名

東日本大震災発災後初めて岩手県主催での大規模防災訓練が開催されました。

先般の震災では、薬剤師法第一条に掲げられている「医薬品の供給」「調剤」「衛生管理」の全てにおいて薬剤師が中心となって各地で活動を行ったことから、今回訓練に参加するにあたり、訓練の全体像を把握して、それに伴った内容で薬剤師会の訓練項目を考えました。

検討した項目を実施するには、相当数の薬剤師が必要となったわけですが、訓練は土曜日の午前ということで、勤務されている会員が多いことから、釜石支部以外の県薬役員や当委員会委員も参加し、下記の項目について訓練を実施しました。

- ①釜石薬剤師会発災後初動訓練
（参加者3名、記録1名、参加薬局10薬局）
- ②避難所での衛生管理訓練
（参加者7名、記録1名）
- ③避難所での薬剤師トリアージ訓練
（参加者6名、記録1名、参加薬局3薬局）
- ④市災害対策本部医療班設置運営訓練
（参加者1名）

【今後の活動】

岩手県防災訓練では、初めて実施した項目にもかわらず、充実した内容であったと感じています。

訓練に参加することで県薬マニュアルも利用され生きてきます。今後、県内各地域で開催される際には、今回のように支部薬剤師会と当委員会が一緒になって取り組むことが必要であり、それが薬剤師会の発展に繋がると考えています。

万が一の災害は、平時からの活動がいかに大切かということを先般の震災の教訓として、皆さんそれぞれお持ちだと思えます。

当委員会では、その教訓を生かすべく活動を続けていきたいと思えますので、これからも皆様のご理解とご協力をよろしく願います。



保険薬局部会から



保険調剤の概念

部会長 熊谷 明知

保険調剤は契約調剤です。保険薬局の指定、保険薬剤師の登録は、保険調剤を担当する上で保険者との間で交わした公法上の契約に基づく調剤（保険調剤）を行うということです。

契約内容は、健康保険法、薬事法、薬剤師法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、厚生労働省告示等で規定されており、いわゆる法定約款となりますので、保険薬局、保険薬剤師は、この法定約款を守り、保険調剤を担当する責務があります。

契約に違反した場合には、契約の解除（保険薬局の指定取消、保険薬剤師の登録取消）につながりかねませんので、十分留意願います。

保険薬局、保険薬剤師は、機会ある毎に契約内容である関係法令、厚生労働省告示（算定要件）等を確認し、適正な保険調剤、調剤報酬の請求に努めなければなりません。

保険医療機関等において不正請求等が行われた場合の取扱いについて

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、健康保険法等、保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等で規定されている保険診療（調剤）のルールに沿った診療（調剤）を行う必要があります。

この診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に不正又は著しい不当があり健康保険法に違反した場合には、行政処分として保険医療機関等の指定の取消及び保険医等の登録の取消を行ったうえで保険診療を受けた患者（被保険者）の皆様の権利を守ることを目的として、行政処分の内容を公表することになっています。

また、行政処分を行う前に、保険医療機関等の指定の辞退や保険医等の登録の抹消を提出され、自らが保険医療機関等や保険医等から外れることによって行政処分が行えないケースがありました。

これまで、このようなケースについては公表を行っていませんでしたが、保険診療を受けた患者（被保険者）の皆様の権利を守ることが目的であることに鑑み、取消に相当する保険医療機関等及び保険医等については、名称、氏名、不正理由、不正請求金額などを公表することといたしました。

なお、元保険医療機関及び元保険医等から、「取消相当」となった日から5年を経過するまでの間に再指定又は再登録の申請等があった場合は、健康保険法第65条第3項第6号又は第71条第2項第4号に該当するものとして取り扱います。

（東北厚生局ホームページより抜粋）

先般、当県において、非薬剤師（無資格者）が調剤したものを、保険薬剤師が調剤したものとして調剤報酬を不正に請求していた（例：管理薬剤師の休暇により保険薬剤師不在日において、非薬剤師である事務員が調剤したものを保険薬剤師が調剤したものとして、調剤報酬を不正に請求していた）として、元保険薬局に対して「指定の取消相当」という対応がなされました。

このことは、当該薬局を利用していた患者さんはもちろんですが、保険者や処方せん発行医療機関に対しても多大なご迷惑をおかけすることであり、さらには社会に対しての裏切り行為といえます。

ひとつの薬局の過失が、適正に業務を実施している他の薬局および薬剤師がこれまで築き上げてきた信頼を失墜させかねない事案で、決して許されることではありません。

当部会の会員薬局には、同様の行為を行うような薬局はないと信じておりますが、開設者や管理薬剤師のみならず、薬局に勤務する全てのスタッフは、いま一度、前述した「保険調剤の概念」を確認いただき、業務を実施いただきますようお願いいたします。

以上



支部の動き



北 上 支 部

支部長 内館 伸也

最近実施した2つの研修会の報告を兼ねまして、北上支部を紹介します。

○北上薬剤師会研修会第200回記念講演会開催

平成24年8月3日に北上薬剤師会研修会第200回記念講演会が開催されました。研修会が今日まで継続され、200回を数えるに至ったことは諸先輩方のご尽力に改めて敬意を表したいと思います。

京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻健康情報学分野 中村 健夫先生をお招きし、『健康・医療の情報を読み解く：エビデンス、ガイドライン、そしてコミュニケーション』と題してご講演頂きました。



また、来賓として、岩手県薬剤師会会長畑澤博巳先生にもご出席いただき、盛大に開催することができました。



日頃、薬剤師として情報収集するにあたり気をつけるべきエビデンスの読み解き方、疫学からエビデンスへの成り立ち、診療ガイドラインをめぐる話題、薬剤師に期待することについてご講演していただきました。

その際に会場に出題された例題を紹介します。

【例題】

『喫煙家は長生き？』

- ・80歳以上の男性が10人いて7人は結構な喫煙家
- ・長生きしているのは喫煙家の方が多い
- ・タバコは本当に身体に悪いのか？

例題の読み解き方は勉強好きの北上支部会員に訊いてみてください。



○北上薬剤師会第207回研修会開催

平成24年10月19日に北上薬剤師会第207回研修会が開催されました。

富山大学名誉教授 林 利光先生をお招きし、『ウイルス感染症に対する食用天然素材の有用性—西洋医学的対症療法に使用される合成薬との違い—』と題してご講演頂きました。疾病を西洋医学的捉え方とは対照的に、東洋医学的な発想に基づき、自分の保有する免疫機能を高める可能性を有する食品について、林先生の今日までの研究結果を基にご講演頂きました。



薬剤師は医薬品のみならず、食品についても患者から質問を受けることが多くなってきました。医薬品だけに偏った健康管理ではなく、健康維持に役立つ食品を賢く摂取し、健やかな生活をアドバイスすることも、薬剤師の仕事であることを改めて見直すことができたと思います。



平成24年度の久慈支部の活動は、4月18日の「久慈医師会薬剤師会学術講演会」から始まりました。

今年度の支部の主な活動状況は下記のとおりです。

【1】平成24年度久慈薬剤師会総会

平成24年5月28日（月）午後7時より、久慈グランドホテルマリンホールに於いて、開催いたしました。出席者数は、本年度会員46名のうち28名でした。月曜日のためか参加者が少なかったように思います。

新淵宏会長の挨拶の後、審議に入りました。

平成23年度の(1)事業報告(2)会計報告(3)監査報告を各担当が説明し、すべて承認されました。協議事項(1)平成24年度事業計画(案)、(2)平成24年度収支予算(案)については、原案のとおりすべて承認・可決されました。(3)役員改選(案)は、新たに新役員を選出し、その任期を平成26年3月31日とするとの説明があり、その後選任・採択を行い、満場一致で承認されました。

総会修了後の歓迎懇親会は、岩手県薬剤師会会長畑澤博巳先生と新入会員を囲み、和気あいあいとした会で、会員同士の交流も深められました。本年度の総会も会員各位のご協力により無事終了となりました。

【2】勉強会・学術講演会について

昨年度は震災の影響もあり、学術講演会や勉強会が中止・延期となることが多く残念な思いをしておりました。今年度は毎月勉強会や学術講演会を開催し、知識の向上に取り組む事が出来ました。

新しくなっていく医療の全てについていくことは難しくても、せめて薬に関する事については、遅れをとってはいけないと思われます。日々の業務に追われていますが、常に新しいことを学び吸

収していく姿勢は大切だと感じています。



【3】薬と健康の週間事業について

例年通り久慈市産業祭りの催しの中で10月20日・10月21日の両日、『薬の相談コーナー』を設置して市民の皆様へ薬や健康についての相談会を実施しました。今年度から毎年テーマを決めて、それに合わせた冊子やパンフレット等を用意し、来場者へお渡しすることになりました。今年度の相談件数28件、パンフレット配布数は83部でした。

来年度の課題として、保健機材を使用できるように、早めに準備を進めるようにしたいと思います。



会営岩手県医薬品衛生検査センターは検査機関としてどんな登録をしているの？

岩手県医薬品衛生検査センター 所長 宮手 義和
(社団法人岩手県薬剤師会副会長)

皆さんご存知のとおり会営検査センターでは、環境、水道水、食品、医薬品、作業環境、温泉など多種にわたる分析検査業務を行っております。では、分析ができる機関、施設ならどこで検査をしてもらっても同じなのでしょうか。検査対象物質によっては皆さんの薬局などでも検査ができますよね。検査結果が全く同じでも当センターのような登録を受けた検査機関とそうでない施設でやった検査結果にどんな違いがあるのでしょうか。それは検査結果（検査結果書）が公的あるいは証明に使えるかどうかです。

検査センターの事務室には写真1、2のように多くの登録証明事業所である旨を示すプレートや額が掲示してあります。当センターが取得している登録としては図1に示したようなものがありますので、主な登録事業を項目ごとに紹介いたします。

図1. 検査機関としての登録

- 計量証明事業登録検査機関
 - 厚生労働省登録水質検査機関
 - 厚生労働省登録簡易専用水道検査機関
 - 厚生労働省食品衛生登録検査機関
 - 厚生労働省登録医薬品検査機関
 - 建築物飲料水水質検査業登録機関
 - 温泉成分分析登録検査機関
 - 作業環境測定登録機関
 - 向精神薬試験研究施設登録
 - 衛生検査所
- 認 証
- ISO 9001
- 水道GLP認定水質検査機関

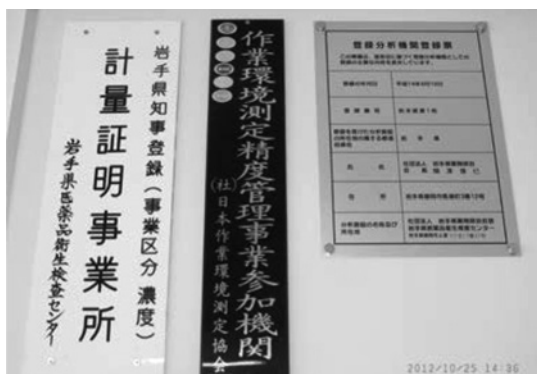


写真1



写真2

I. 環境検査に関する登録

1. 計量証明事業所（県知事、事業区分：濃度）

計量証明事業とは、法定計量単位により物象の状態の量（長さ、質量、面積、体積、熱量及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）をはかり、その結果に関し公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨証明する事業（有償、無償を問わずこの計量証明を反復、継続する行為）のことをいいます。例えば、ある工場から依頼を受けて、その工場の排水や排気ガスに含まれる物質の濃度を計量し、その結果を証明書（計量証明書）として依頼元（工場）へ交付する事業が計量証明事業です。計量証明の事業を行おうとする者は、計量証明する事業の区分に従い、事業所ごとに、その所在場所を管轄する都道府県の登録を受けなければなりません。申請をする際「事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者」が必要になります。

2. 作業環境測定登録機関（厚生労働省）

労働者の安全を確保するために、作業環境中に有害な因子が存在する場合には、その有害な因子を除去するか、ある一定の限度まで低減させるか、またはこれらの対策だけでは有害な因子への労働者のばく露を十分な程度まで低減させることができない場合には、保護具や保護衣等の個人的なばく露防止のための手段を利用すること等によって、その有害な因子による労働者の健康障害を未然に防止することが必要です。作業環境中にこれらの有害な因子がどの程度存在し、その作業環境で働く労働者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているのかを把握しなければなりません。この把握をすることを広い意味で作業環境測定といっており、労働安全衛生法第2条では、「作業環境測定」とは「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリングおよび分析（解析を含む）をいう」と定義されています。また、労働安全衛生法と相まって作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とする作業環境測定法が定められています。さらにこの法律第三十三条で作業環境測定機関になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関名簿に①必要な事項について登録を受けなければならない、②厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関の登録の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、登録をしてはならない、と定められています。

II. 飲料水検査に関係する登録

3. 登録水質検査機関（厚生労働省）

いつでもどこでも安全でおいしい皆さんの飲料水を供給している水道。日本において水道を利用している人々は、全国で1億2,482万人となり総人口の97.5%（平成21年度）に当たります。水道には水道法にもとづいて水質基準に適合した、きれいで安全な水を常時安定して供給することが求められており、50項目にものぼる水質基準が定められています。このため、浄水場などの施設が整備され、また、必要な運転管理が

行われています。さらに、水質基準を満たした水道水を供給しているか確認するため、水道水質の検査も定期的を実施されています。水道水質基準に適合しているか検査する検査機関は、水道法20条の4により厚生労働省の定めた登録基準を満たしていなければなりませんし、その検査も公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければなりません。登録の条件としては、一 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。などがあげられ、3年に一度は登録更新の手続きが必要です。従来、水質検査機関については、厚生労働大臣による指定により検査機関（県内では当センターのみ指定）として位置づけられていましたが、規制緩和政策によって平成16年3月31日より登録制度に移行しました。これにより同業他社が事業に参入し検査料金の低下など競争激化が occurred。

4. 登録簡易専用水道検査機関（厚生労働省）

皆さんは上水道からの水を直接お使いですか？現在、マンション、大規模店舗、学校、病院などでは、水道水を「受水槽」という水槽に受けてから利用している施設が多くあります。この場合、水の衛生管理は受水槽の設置者（管理者）が責任を持って行う必要があります。受水槽の有効容量が10立方メートルを超える施設は「簡易専用水道」といい、水道法の規制対象となります。簡易専用水道の設置者（管理者）には、安全で衛生的な水を利用者へ供給するために、施設の適切な管理を行うことが義務付けられており、水道法第34条の2及び水道法施行規則第56条に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を1年に1回以上受検する義務があります。水道法第34条の登録検査機関へ

の登録条件は、上記の水道法20条の条件に準じた（多少条件が緩い）形で決められています。こちらについても、規制緩和政策により登録制度に移行し、昨年度から県内同業者が事業に参入しました。

5. 建築物飲料水水質検査業登録機関（厚生労働省）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法、通称：ビル管理法）が適応となる特定用途床面積が3,000m²以上の建築物、8,000m²以上の学校の飲料水水質検査を行うことができる検査機関です。病院は適用外となります。登録条件は、登録基準で決められた検査に必要な機器を有すること、条件を満たす検査員が勤務していることなどが求められています。

Ⅲ. 食品検査に関する登録

6. 食品衛生登録検査機関（厚生労働省）

最近、輸入食品などから高濃度の農薬が検出されたり、食品の異臭・不適正表示、牛肉の生食による食中毒死亡事件、福島第一原発事故による食品の放射能汚染などが大きな社会問題になっています。これらの食品・食材、包装材などの安全の確保については、主に食品衛生法やJAS法などに基づいてその品質等の規格基準や表示基準、生産・加工の施設基準、監視体制などが定められていて、食品等による衛生上の危害の防止と健康の保護、品質の改善を図ることなどを目的に、所管の厚生労働省、農林水産省と都道府県、保健所を設置する市などで許認可や検査が行われています。また、これらの食品や基準などの検査については、法律で定められた設備機器等と能力・技術を有するなどの条件をクリアし、所管省の登録・認可を受けた民間の検査・分析機関も「登録検査機関」として、国や都道府県等に代わって食品等の検査が行えるようになってきました。当センターは従来は県内唯一の指定検査機関でしたし、現在も県内唯一の登録検査機関として県民の食の安全を守る役目を果たしています。登録検査機関への登録条件は、一 事業所、役員の下格・制限条件として、法令違反や検査受託者との資本関係等がない、二 検査業務の種類ごとに必要な機械器具・設備と知識経験者を有する、三 検査の業

務規程の作成及びこれらへの事前認可と適合命令、四 業務管理及び精度管理の確保に関する文書の作成と専任管理者・部門の設置及びこれらへの適合措置命令、五 検査依頼に対する公正、かつ、技術上の基準に適合する検査実施の義務、六 検査に関する事項の帳簿の作成と保存及び検査等の業務方法についての改善措置命令、七 事業所の財務諸表等を作成、保管し、関係人の請求により開示する、八 事業所への立入り検査及び違反に対する登録の取消し、停止命令、九 検査業務を行う試験所の新設・変更の事前届出及び検査業務の休止、廃止の事前許可、十 検査業務従事者に守秘義務を課し、法令の罰則については“みなし公務員”とする、十一 登録は手数料を納付し、5年間の更新制とする、など多くの項目については事前に現地審査を含めた厳密な審査を受け、登録後も1年ごとに厚生労働省による立ち入り検査などが行われます。

Ⅳ. 温泉検査に関する登録

7. 温泉成分分析登録検査機関（環境省）

皆さんは温泉が好きですか？筆者は月に少なくとも2回は日帰り温泉に出かけるほど温泉が大好きです。温泉に行ったとき、特に気になるのが脱衣所などに掲載されている温泉分析表です。なぜなら分析機関名が記載されているからで、県内の場合で当センター以外の分析機関で分析した温泉に入るときは、ちょっとがっかりした気分になります。温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする温泉法が定められ、その十八条では、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 温泉の成分、二 禁忌症、三 入浴又は飲用上の注意、四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの。2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなけれ

ばならない。3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。(以下省略・・・)などと決められております。登録検査機関の登録条件は、温泉法十九条で温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、二 分析施設の名称及び所在地、三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能、四 その他環境省令で定める事項などと決められております。この業務も他の事業者の参入により従来ほどの実績を上げることが出来なくなっていますが、皆さんの目に触れる仕事のひとつです。ぜひ会員の皆さん温泉に行ったときは温泉分析表にご注目ください。

V. 医薬品検査に関する登録

8. 登録医薬品検査機関(厚生労働省)

皆さんご存知のとおり、薬事法施行規則第十二条で、薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局の管理者に行わせなければならない。ただし、当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関(以下「登録試験検査機関」という。)を利用して試験検査を行うことができる。2 薬局開設者は、前項ただし書により試験検査を行った場合は、薬局の管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。と規定されております。当センターも登録検査機関であり、このことに基づいて日薬の計画的試験を実施しているものです。

まだまだ、多くの登録あるいは認証検査機関ですが、紙面の都合上、紹介はここまでとします。県民の安全、安心な暮らしを守るため、色々な登録検査機関として職員一同がんばってまいりますので、会員はじめ関係各位には今後ご指導、ご鞭撻いただきますとともに、多くの方々へ薬剤師会検査センターの紹介をお願いし筆をおきます。



11月17日(土)・18日(日)の両日、盛岡市アイーナに於いて「第7回日本禁煙科学会学術総会inいわて」が開催されました。

岩手県薬剤師会は、共催として協力するとともに、たばこ対策事業に関する発表を行いました。

薬剤師分科会提供シンポジウム「地域に密着した禁煙支援」では、畑澤昌美常務理事がパネリストとして『岩手県薬剤師会盛岡支部禁煙教育事業～盛岡市と連携した禁煙支援体制の構築～』を発表し、参加者の関心を集めていました。

また、一般演題では「各地の取り組み」分科会で清水川大和宮古支部副支部長が『被災地宮古で

の健康イベント実施報告』を、「薬剤師活動」分科会では川目聖子盛岡学校薬剤師会理事が『小学校・中学校等におけるタバコの害についての学校薬剤師の啓蒙活動』を、高林江美盛岡支部常務理事が『保健所と連携した禁煙事業—薬剤師の役割—』を発表し、岩手県における薬剤師の活動を紹介しました。(詳細は次号掲載予定です)

『被災地宮古での健康イベント実施報告』、『保健所と連携した禁煙事業—薬剤師の役割—』の2題は、優秀演題賞を受賞しました。

(文責：高橋菜穂子)



最近の話題

参加型実習をよりよくするために！

—平成24年度薬局実務実習受入に関する研修会を開催—

薬学生の長期実務実習が始まって3年目となります。昨年より岩手医大薬学部の実習が始まり県内でも多くの薬局で実習生の受け入れが行われております。各施設においては、指導薬剤師のもと実習生の教育にあたっております。

その様な実習生受け入れを経験して新たな問題や疑問、指導方法に対する不安を抱えている方もいらっしゃるようです。当会では「**実習を通して薬剤師のあるべき姿を伝えることが、参加型実習をよりよくすることにつながる**」と考えており、改めて「教育」に関わっていることを確認するとともに、スケジュールや実習の進め方を紹介する事を目的とした研修会を実施しました。

また、研修会で使用する日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議での木下牧子氏のご講演DVDは、医療人である全ての薬剤師に聞いていただきたい内容であったことから、今回の研修会は指導薬剤師だけでなく、受入施設以外の方々にもご案内をいたしました。

日時：平成24年8月26日（日）12：30～

場所：岩手医科大学 矢巾キャンパス

内容：①岩手医科大学薬学部から

②医療人教育の改革

医療法人愛の会光風園病院副理事長

木下 牧子

③参加型実習をよりよくするために

～実習を通して学生にどう伝えるか～

進行 薬学生実務実習受入対策委員会委員

金野 良則

「私が参考にしたモノ」リード薬局 東 透

「スケジュールと学習方法」

いちご薬局 三浦 清明

「薬局製剤の実習～感冒剤13号Aを例に～」

会堂内丸薬局 押切 昌子

○岩手医科大学薬学部から

指導薬剤師に対して実習における週報のコメント・日報および週報の記入についてお願いがありました。記入が遅れている場合があるらしく対応について指示いただきました。今年度より本格実施になったネットワークツールの概要や学生アン

薬学生実務実習受入対策委員 三浦 清明

ケートの報告も頂きました。ネットワークツールの利用により指導薬剤師と担当教員が密な関係を築いていくことが今後の課題と思います。

○参加型実習をよりよくするために

実習を行う上で必要なスケジュールやそれに基づいた学習方法が、各施設においてうまく行われていない現状をふまえて3施設から発表がありました。

スケジュールは、教育においても評価する事においても必要であり、その大切さについて確認できたと思います。また実習導入におけるオリエンテーションで実習目標の確認や、トラブル対応について学生と確認しておくことで11週間の実習を乗り切れることを確認しました。

教育における学習方法は大切な事項ですが、今回の報告で様々な資料が提示されたことは参考になると思われます。その資料の利用は各々の指導薬剤師に任せられるわけですので、是非ともその薬局に応じた使い方や個性のある指導に役立てていただきたいと思います。特に資料となる書籍やHPの紹介は参考になると思います。薬局製剤については殆どの施設で苦手意識を持っているようです。その問題を克服すべく報告があり、薬局製剤の実習方法についての説明と、実習に必要なキットまで示して頂き、今後の薬局製剤に関しては問題なしという実感が得られたと感じます。内丸薬局の薬局製剤キットについては是非とも利用して頂きたいと思います。

実務実習をよりよくするためのソースは全てWSに詰まっております。指導薬剤師になる為に必要なWSですが、実習を行いながら何度も振り返って確認できる資料です。教育とは？目標とは？方略とは？評価とは？常に確認しながら理解を深めていく事で指導薬剤師自身が変化していく事が大事です。その変化で学習者に対するフィードバックが深まり生きた指導となります。もちろん方略が大切な事は今回の報告にもあった通り学習において最重要です。各々の指導薬剤師が各施設に合わせた方略を工夫し実施することで目標を達成することが大事ですし、その助けとなるように当委員会では今後も研修会を開催していきます。

活躍しています！「スポーツファーマシスト」

日本アンチ・ドーピング機構公認スポーツファーマシスト認定審査委員
日本薬剤師会ドーピング防止に関する特別委員会委員
本 田 昭 二

スポーツファーマシスト認定制度が開始されて3年目を迎え、全国では、6,000人近い資格者が輩出されている。

しかしながらスポーツファーマシスト (SP) の「活動の実態はどのようになっているか」、「資格は持っているがどのように活動しているかわからない」といったことも現実問題として存在する。

以前にも話題に出したが、SPの形は様々である。SPの役割としては大きく2通りである。

ひとつは教育啓発、もう一つはドーピング相談応需である。

教育啓発については機会に限られるが、選手・指導者から直接相談を受け付ける、あるいは薬を処方する医師、歯科医師からの問い合わせに対応することは重要な役割であり、薬局にいながらにして活動できるものである。

一方で教育啓発については、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) でも、SP活動を理解してもらうために積極的に競技団体に働きかけている。

その一環として、JADAでは、各都道府県で開催される国体および競技大会に出向き、教育啓発プログラムを展開している。

具体的には、競技会場 (競技開催市町村約4～5箇所) に特設ブースを設置し、選手や指導者に対するドーピングに関するアンケートの実施、クイズ形式の理解度チェック等わかりやすく説明しており、参加者にはJADAオリジナルグッズが貰える特典付である。



(JADAブース)

また、開催県薬剤師会との共催の形を取っているので、県薬剤師会会員やSPが参加しドーピング相談に応じている。

2016年に開催する「希望郷いわて国体」でも同様な形で行いたいと考えているので、是非ともご

協力をお願いしたい。



(「おいでませ！山口国体」での山口県薬ブース)



(「ぎふ清流国体」での岐阜県薬ブース)

岩手県薬剤師会アンチ・ドーピング委員会では、SPの活動を支援するため、毎年開催している研修会において県内でのSP活動事例を報告しているが、今年度は、釜石での活動報告として中田義仁委員に「継続的な活動の重要性」について、佐藤大峰委員には、「花巻地区での啓発活動へのアプローチ」を含めて報告していただくことにしている。いずれも全国に先駆けた活動であるので、是非とも聴講いただきたい内容である。

当日は、委員会主催研修会終了後にSP実務講習会を開催する予定であるが、SPの皆さんには前段の研修会から参加いただきたい。

県内での活動を参考にし、情報を共有しながらSP活動の活性化を図り、当面の目標である「希望郷いわて国体」に備えていきたいと考えている。

【平成24年度 アンチ・ドーピング研修会】

日時：平成25年2月9日 (土) 14時から

場所：北上市現代詩歌文学館

※詳細が決まり次第、県薬HPに掲載します。

東日本大震災からの復興を目指す特別講演会

平成24年10月20日（土）、東日本大震災津波の被災地のひとつである釜石市において、阪神・淡路大震災を経験された兵庫県薬剤師会前会長である、東 和夫先生をお招きし、「東日本大震災からの復興を目指す特別講演会」を開催しました。

これは、釜石支部の発案で、過去に大震災を経験された地域の方からの知見をもとに本県において、今後どのように復興したらよいか、薬剤師としてどのように関わっていくべきか、等についてお話をうかがおうということで企画したもので、当日は、釜石支部を中心に県内各地から50名が参加しました。



（兵庫県薬剤師会前会長 東 和夫先生）

【講演内容概要】

○地震発生

平成7年1月17日（火）午前5時46分

(1)地震の規模：マグニチュード7.3

(2)最大震度：震度7（神戸市等）

(3)地震の種類：直下型地震

逆断層・横ずれ断層型

(4)死者：6,434人

行方不明者：3人

負傷者：43,792人

*被災地が断層に沿った地域（阪神間）に集中し、同じ神戸市内でも被災状況が大きく変わった。このことが、その後の被災地域における薬局の対応にも大きく影響した。

○兵庫県薬剤師会館の倒壊

兵庫県薬剤師会の会員にとってシンボルでもある会館の倒壊は大きな衝撃であった。また、復興の拠点となるべき事務所がないというのは復旧活動においても痛手となった。



（写真中央：倒壊した兵庫県薬剤師会館）

○会員の被災状況

店舗の全壊（住宅含む）	254軒
半壊（含む・住宅）	194軒
A会員の自宅全壊	93軒
自宅半壊	116軒
B会員の自宅全壊	122軒
自宅半壊	127軒
被災合計	906軒

○阪神・淡路大震災からの復興

薬局・薬剤師に対する支援としては社会福祉・医療事業団の災害復旧資金特別融資があったが、この融資は調剤に必要な施設に限るという条件があったため、当時の被災薬局では利用できない所が多数あり（OTC販売のみを行っていた薬局）、再建をあきらめた薬局もあった。

また、兵庫県薬剤師会館が倒壊したこともあり、会員に対する復旧・復興に対する十分な相談・支援体制をとれなかった。

○兵庫県薬剤師会館の再建

兵庫県薬剤師会会員にとって会館の再建が復興のシンボルと考え、平成9年11月25日会館建設工事着工。平成10年10月23日、新兵庫県薬剤師会館完成。

○第40回日本薬剤師会学術大会の開催

この学術大会開催は、平成7年に兵庫県で開催する予定だったが、阪神・淡路大震災により断念せざるを得なくなってしまったことから、学術大会を開催しなければ真の復興とは言えないという思いがあった。

その学術大会を平成19年に全国から11,000名を

超える参加者のもと開催できたのは大きな喜びであった。

○阪神・淡路大震災、東日本大震災における活動を通じて感じたこと

“災害時の対応で一番重要なのは情報”

①通信手段の確保

固定電話・携帯電話・衛星電話・インターネット、災害時優先電話・無線等

②医療情報の確保

今回の東日本大震災のように津波で根こそぎ施設が被害を受けてしまうと、個々の施設で患者情報をもつことは即情報の消失につながる。今後、他の場所にバックアップデータを持つことを検討すべきではないか。

*既に一部レセコンメーカーで実施。外部に保存したデータをスマートフォンやiPadで活用

③医薬品の供給・流通の検討

阪神・淡路大震災では、救援物資として大量の医薬品（総量500t）が送られてきた。これらの医薬品を品目別に整理し、また薬効別に分類・仕分けする必要がある、多数の専門人員の確保が必要であった。結果として多くの残余医薬品が生じた。

今回、東京都が災害時の医薬品供給を支援物資中心から地元卸を中心とした供給体制に変えていく事を決めた。

この方法は、被災した地元で初期段階から経済的な面で効果をもたらすとともに、多くの人員を救護所等被災現場に貼り付けることができ、必要な時に必要な物資を現地に届けることができ、無駄がなくなることから有効な方法であると考えられる。

④地域薬剤師会として取り組むべきこと

*災害担当役員を決めておく

*災害時の連絡先・一覧表の作成

会長や支部長又は災害担当役員から会員への連絡網だけでなく、逆に会員から支部長や担当役員に連絡する方法も検討すべき。

*医薬品卸との連携

卸の機能回復は、ある意味で通信網の回復よりも早いケースも考えられるので、地域を回っている卸から薬局の被災状況等を連絡してもらうようなことも検討すべき。

*J-MATへ参加する会員の育成・確保

*患者への啓蒙活動

患者さん自身に自分の服用している薬の名前を覚えてもらうということが大切ではないか。

○その他

阪神・淡路大震災においても意外と注目されていない地域が点在するように感じる。

それは、傾斜地に建っている住宅で建物の被害はそれ程でないのに擁壁が壊れてしまい、いつ家が崩壊してしまうかとの心配から住むことのできない人達のことであり、自治会をあげて対策に取り組んだ。

講演前の時間は釜石市と大槌町、翌日は、釜石市から大船渡市、陸前高田市の被害の甚大であった地域を東先生と一緒に回りましたが、1年7ヶ月経った今も遅々として復興の進まない状況を目の当たりにして、東先生は、「実際に来てみないとわからないものですね」と報道とのギャップを感じておられました。



(釜石市・根浜海岸から三陸沖を望む東先生と中田常務理事)

阪神・淡路大震災と東日本大震災では、震災の規模、社会情勢、医薬分業率などたくさんの相違点はあるが、東先生の講演の内容を振り返ると、立ち上がるまでの課題には、共通するところも多いと感じました。

震災から1年7ヶ月が経過したわけですが、沿岸地域は、瓦礫は片付けられただけで、町が形成されるまでには、かなりの時間がかかりそうです。

復興委員会では、被災地の声に耳を傾けながら、薬剤師会として出来ることを会員の皆さんのお力を借りて進めていきたいと考えていますので、今後ご理解とご協力をお願いします。

「“前へ” 一歩ずつ」

(文責 専務理事 熊谷明知)

仮設住宅での「お薬相談会」

現在、釜石地域の仮設住宅の戸数は、釜石地区が50ヶ所3,164戸、大槌地区が48ヶ所2,151戸です（岩手県ホームページより）。

釜石地域は、高齢化率が33.7%（平成24年8月現在）と高い比率であると同時に独居や老老世帯が多いのが特徴です。

高齢者のほとんどは、薬を服用している状況の中で、薬剤師会として「お薬相談会」を開催することが、被災者の不安や悩みを少しでも解消することの一助となることを期待して企画しました。

しかし、開催するのは、平日であることから、釜石薬剤師会だけではマンパワーが不足しているため、花巻薬剤師会と北上薬剤師会の協力のもと9月からスタートしました。

【開催手順】

釜石市から仮設住宅のイベント等を委託されている@リアスNPOサポートセンター（以下、@リアス）の毎月のイベントに「お薬相談会」を組み入れて頂く方法で実施しています。

- (1)@リアスより釜石薬剤師会へ翌月イベント開催日時との連絡が入る。
- (2)釜石薬剤師会から花巻・北上薬剤師会と県薬に開催日時を連絡。
- (3)県薬が開催お知らせらしを印刷して@リアスに送付。
- (4)@リアスがらしを仮設住宅に配布。
- (5)花巻・北上薬剤師会が「お薬相談会」を開催。釜石薬剤師会が同行。

（文責 県薬復興委員会釜石地区担当 中田義仁）

【実施報告】

○平成24年9月12日（水）

参加者：山田裕司（花巻市薬剤師会会長）、佐藤光彦、実務実習生（岩手医科大学薬学部）

10時30分、花調きたまん薬局に集合。

今回使用した冊子“くすりの正しい使い方”
“おくすりたべもの健康メニュー”各100部
ずつを車に積み込み出発しました。

13時00分、県立大槌病院に到着。

薬剤科鈴木先生と出発時間（13時30分）を約束しました。

時間があつたので近隣の道又薬局を訪問し、道又利一先生にご挨拶することが出来ました。

13時45分、大槌町第5仮設住宅に到着。

敷地内の“サポートセンター 和野っこハウス”で「くすりの知恵袋講話」の準備をしました。

14時00分、講話開始。参加人数13名。



“くすりの正しい使い方”を中心に佐藤が話を進めましたが、40ページ中20ページ終了したところで30分経過した為、山田先生に交代してQ&Aの時間をとりました。

ジェネリック薬品、ワーファリン用量、健康食品・サプリメント、甲状腺切除後の治療・食事等について大槌病院の鈴木先生にも解説いただきながら1時間が過ぎました。

14時30分、現地発。

18時30分、花調きたまん薬局到着

<考察>

震災から1年半過ぎても大槌町・釜石市の被災地域は、瓦礫が一箇所に集めてあるだけで何も進展していないように感じました。仮設住宅に住まわれている方々も言葉には出さないですが、苦勞されていると思われます。その中で薬剤師として活動してきたわけですが、本当に役に立ったかはまだ分かりません。今後2年間、北上市薬剤師会と交互に活動を継続していくことで、現地の方々の健康に貢献できると思われます。

花巻市薬剤師会常務理事 佐藤光彦



(左から、山田会長、筆者、鈴木先生)

途中休み休み来たので、北上到着は午後6時頃になりました。

災害からの復興が想像以上に進んでおらず、防波堤なども壊れたままの姿を見て、なんともやりきれない感情に囚われています。多くの方々に現状を見てもらい、もっと手を差し伸べる、自分たちに出来る活動を進めていくことが必要と感じた1日でした。

北上薬剤師会 会長 内館 伸也

○平成24年10月12日（金）

参加者：内館伸也、煤孫由里子（登録販売者）、齋藤彩乃・小野寺俊（岩手医大薬学部実習生）。

午前10時頃、かたくり薬局出発。

岩手県薬より先に届けられた「薬の正しい使い方」「おくすりたべもの健康メニュー」「お薬手帳」を持参しました。

途中休憩や、昼食を取り、先に打ち合わせしていた通り、午後1時に釜石中田薬局に到着。中田先生と落ち合いました。その後、今回の講演地区の箱崎町仮設住宅に向かったのですが、時間にゆとりがあったので、大槌地区を見学。震災後、ガレキ等は片付いてはいましたが復興の足取りが見えていない現状に、改めて沿岸の方々は大変な思いをしておられる事を実感してきました。

午後1時50分頃箱崎町仮設団地Bに到着。

パンフレット等を用意の上講演を始めました。当日の出席は4名でお互いに話のやり取りをしながら、和やかに会を進めました。大変楽しかったです。



(中田先生と同行者)



午後3時前に会を終了。

お世話いただいたNPOの方々にお礼を述べて、帰路につきました。

質問に答えて

Q. ティーエスワン (TS-1) の副作用で、結膜炎が発現した患者に目薬を処方したいのですが？

A. ティーエスワン (TS-1) の投与で、流涙、結膜炎、角膜炎、眼痛、視力低下、眼乾燥が発現することが報告されています。防腐剤が含まれない人工涙液の点眼や抗生物質点眼薬、角膜障害にはヒアルロン酸含有の目薬などがよろしいと思います。

【頻度】

(1) 臨床試験 (単独投与)

① 全体 (前治療有乳癌、膵癌、胆癌を除く)	3.1%	(18/578例)
② 前治療有乳癌	18.2%	(10/55例)
③ 膵癌	11.9%	(7/59例)
④ 胆道癌	33.9%	(20/59例)
⑤ 非小細胞肺癌 (CDDP併用)	9.1%	(5/55例)

(2) 使用成績調査

① 胃癌	1.1%	(42/3,808例)
------	------	-------------

【症状】

流涙、視力低下、かすみ眼、眼痛、眼乾燥が主な症状としてあがっています。

【治療方法】

1. TS-1の休薬
2. 人工涙液の点眼 (薬剤のwash outを目的として、防腐剤が含まれない人工涙液の点眼)
3. 抗生物質点眼薬
4. 鼻涙管、涙小管、涙点の涙道狭窄が考えられる場合は、涙点切開、シリコンチューブ留置。
5. コンタクトレンズからメガネ着用に変更。

【転帰】

角膜障害が発現した症例の多くは治療・休薬により回復・軽快しており、特に角膜潰瘍・角膜びらんに至った症例でも40～222日後に回復・軽快しています。しかし、投与継続により視力障害 (片眼) が残った症例が報告されています。

【発現機序】

本剤の眼毒性は、フルオロウラシルの核酸合成阻害に基づく角膜及び結膜上皮の障害と、これに伴う二次的な炎症反応の結果であると推定されます。

○眼の副作用を生じやすい抗がん剤と対処法

一般的に「抗がん剤治療の副作用」と言いますと、「抵抗力が弱くなる」、「食べられなくなる」、「吐いてしまう」、「毛が抜ける」などが知られていますが、眼への影響に関してはあまり注目されていませんでした。患者さんも、「見え方が悪くなった」、「涙が止まらない」などの症状があっても、「年のせい」と思い見過ごしていたのではないかと思います。眼の副作用は「命に関わる」ことはほとんどありませんが、日常生活には大きく影響します。また、抗がん剤の副作用と気が付かず放置しておく、抗がん剤を減量あるいは中止しても眼の機能が回復できないケースも最近報告されています。

外来化学療法施行中の患者には、充血や目脂の有無を観察することや新聞や本を読む際の訴えに注意します。また、患者のセルフケアとして、処方された点眼薬を正しく点眼する、頭痛・羞明・掻痒感・充血・眼脂・流涙などの症状が出たら受診する、不潔な手で眼を擦らない、睫毛が脱毛すると異物が目に入りやすくなるためメガネなどで予防を図る、眼痛・視野障害・視力低下などが出たら受診する、などを指導します。

テガフル・ギメラルシル・オテラシルカリウム（ティーエスワン：TS-1）、フルオロウラシル（5-FU）	
症状	<ul style="list-style-type: none"> ・流涙（涙道障害） ・視力低下、眼痛、羞明（角膜炎、角膜潰瘍、角膜びらん）
患者さんの訴え	<ul style="list-style-type: none"> ・涙がすごく出る、しょっちゅう目を拭いている ・見えにくい、かすむなど
病態	<p>涙の中に抗がん剤が排出されることが原因と言われています。</p> <p>「流涙」は涙の通り道である「涙道」が狭くなったり、塞がることにより発現します。障害を受ける所は、涙点、涙小管、涙嚢、鼻涙管で、特に涙小管は太さが1mmなので、塞がりやすい所です。これら涙道が狭くなったり塞がってしまうと、涙が正常に鼻に抜けないため、涙が眼からたえずこぼれ落ちるといった現象が起こります。</p> <p>「視力低下」や「眼の痛み」「羞明」は、角膜の炎症やびらん・潰瘍などの角膜の障害により起こります。</p>
発症までの期間	数週間から数カ月との報告があり、一概には言えません。かなり個人差があるようです。
眼科領域での対処法	<p>●涙道障害</p> <p>軽症の場合は、抗がん剤を洗い流す目的で、点眼薬を用います。次に涙道通水処置をします。病状が進行していれば涙道チューブ（シリコン、ポリウレタン製）を挿入します。これは、抗がん剤治療終了後まで留置しておき、治療後は状態をみながら抜きます。</p> <p>症状が強い場合は、抗がん剤の減量や休薬をする場合もあります。</p> <p>●角膜障害</p> <p>角膜の保護作用の点眼薬（ヒアルロン酸）を用います。ただし、ヒアルロン酸は抗がん剤をとどめる可能性があるため、洗い流す目的では使用しない。</p>

パクリタキセル（タキソール、パクリタキセル）、ドセタキセル（タキソテール、ワンタキソテール）	
症状	<ul style="list-style-type: none"> ・視力低下、変視症、小視症 ・涙道障害（ドセタキセル）
患者さんの訴え	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくい、歪んで見える、かすむ ・涙が止まらない
病態	変視症、小視症は主に網膜に異常が生じると起こります。涙道障害はティーエスワン、5-FUを参照して下さい。
発症までの期間	不明
眼科領域での対処法	涙道障害に関しては涙道通水処置や涙道チューブの留置処置を行います。視力低下や変視症などでは休薬の処置が取られることがあります。

シタラビン（キロサイド）	
症状	<ul style="list-style-type: none"> ・結膜炎
患者さんの訴え	<ul style="list-style-type: none"> ・眼が痛い ・眼が赤いなど
病態	血中から涙液中に移行したシタラビンによります。結膜に炎症が起こると「結膜炎」です。（特に抗がん剤を大量に使う治療で出現あります）
発症までの期間	不明
眼科領域での対処法	ステロイドの点眼薬を行います。

タモキシフェン（ノルバデックス、タスオミン）	
症状	・視力低下 ・変視症（ものが歪んで見える）
患者さんの訴え	・ものが歪んで見える ・かすむなど
病態	網膜の血管の炎症などの血管障害とされています。「変視症」は、網膜の黄斑部（網膜の中心部）に異常が生じると起こります。
発症までの期間	個人差があり、一概には言えません。
眼科領域での対処法	有効な治療法は確立されていません。休薬の処置が取られることがあります。

ゲフィチニブ（イレッサ）、エルロチニブ（タルセバ）、セツキシマブ（アービタックス）	
症状	まつ毛が長くなったり（長生化）、本来の向きに生えず、不揃いな状態になったり（睫毛乱生）、カールしてしまいます。このことにより、まつ毛が眼の表面（角膜）を刺激し、異物感や痛み、炎症などをひきおこします。
患者さんの訴え	・痛い ・ゴロゴロする
病態	不明
発症までの期間	不明
眼科領域での対処法	まつ毛が均一に長くなる場合は、まつ毛の定期的なカットを行います。 まつ毛がカールした場合は定期的に抜去します。 なお、まつ毛がなくなると目にゴミやホコリが入りやすくなります。そのような時は、メガネやサングラスをかけるとういでしょう。

シスプラチン（シスプラチン、ブリプラチン、ランダ）	
症状	・球後視神経炎（視力低下や視野障害などを起こします）
患者さんの訴え	・見えにくい、かすむ ・中心がぼやける
病態	眼球より後方の視神経に炎症が生じることにより起こります。
発症までの期間	不明
眼科領域での対処法	休薬の処置が取られることがあります。

参考文献：

- 1) ティーエスワンカプセル『適正使用情報『眼の副作用』.2006年10月
- 2) ティーエスワンカプセル『医薬品インタビューフォーム』.2008年7月
- 3) ティーエスワンカプセル適正使用情報－胃癌使用成績調査・長期調査（安全性）、生存疫学調査集計結果－.2006年2月
- 4) SurvivorSHIP.jp. 静岡県立静岡がんセンター／大鵬薬品工業株式会社
- 5) ティーエスワンカプセル総合情報サイト. 大鵬薬品工業株式会社
- 6) がん化学療法副作用対策ハンドブック 羊土社

（文責 岩手県立磐井病院 及川淳、菊地英行）

知っておきたい医薬用語 (56)

▶ 歯周病 (ししゅうびょう : periodontal diseases)

歯の周囲にある歯周組織 (歯肉、歯根膜、セメント質、歯槽骨) に生じる病変の総称。病変が歯肉に限局する歯肉炎と歯根膜組織や歯槽骨にまで波及する歯周炎とに大別される。歯周病の病変はほとんどが炎症型であるが、変性型、萎縮型、咬合性外傷型あるいはこれらの混合型などがある。

▶ 歯周ポケット (ししゅうぽけつ : periodontal pocket)

歯と歯肉の付着部 (接合上皮) 間の溝。健康な状態では歯と接合上皮はピッタリと密着しているので歯周ポケットは浅いが、歯周炎が進むと接合上皮が破壊され臨床症状として歯周ポケットが形成されて深くなる。

▶ 歯根膜炎 (しこんまくえん : periodontitis)

根尖性歯周炎 (apical periodontitis)。歯根膜組織の急性炎症により、歯の打診痛、咬合痛、根端部の腫脹、圧痛、自発痛などを発現している状態の総称。

▶ 歯垢 (しこう : dental plaque)

歯苔。プラーク。歯面上に形成される黄白色の付着性沈着物。

▶ 補綴 (ほてつ : prosthetics)

歯の欠損を人工物により補って綴ること。

補綴治療の方法は、①義歯 (歯茎に相当する部分を有する入れ歯)、②ブリッジ (欠損部に隣在する歯を切削加工し、これを橋脚として橋をかけるように複数本の連結した人工歯をセメントで固定するもの)、③インプラント (欠損部の顎骨に人工の歯根を外科的に植立して、その上に人工歯を装着するもの) などがある。

▶ 口臭 (こうしゅう : halitosis)

生体活動に関連して産生された気体のうち、生理的なもの、病的なものを問わず口腔を通して排泄される社会的容認限度を超えた不快なおい。原因の約80%は多量の歯垢、舌苔、歯周疾患、口腔乾燥、清掃不良の義歯など口腔に関連するものであり、主な原因物質は3種の気発性硫黄化合物 (硫化水素、メチルメルカプタン、ジメチルサルファイド) である。

ちょっと教えて!

最近の話題

災害時の口腔ケアが注目! — 肺炎予防やインフルエンザ予防に有効

災害時には災害後の関連死を防ぐために様々な対策がとられます。その中で注目されるのが、口腔ケアによる肺炎予防やインフルエンザ予防です。

口腔ケア (歯磨き、うがい) により口腔の歯垢や舌苔中の細菌の可及的な除去を行うことで、常在菌が増殖し口腔内環境の正常化が図られます。①常在菌の増殖により産生される酵素が咽頭などの粘膜表面で病原菌やウイルスの爆発的増殖を防ぎます。②インフルエンザなどによる体力低下時に口腔内で常在菌が増殖すると肺炎の原因となる菌の増殖を抑え、肺炎の発症を防ぐなどの効果があります。

分類 ミネラル

概要

ゲルマニウムは、元素記号Ge、原子番号32、原子量72.61、金属と非金属の中間に位置する灰白色の物質で、自然界では単独で存在しない。人体における必須性は認められていないが、生体内で健康に役立つ作用があると考えられている超微量元素である。

半導体の原料、歯科材料や精密機械などの合金として用いられている。

近年、「免疫力を高める」、「抗酸化作用がある」、「鎮痛・消炎作用がある」などとして注目された。

食品に含まれるゲルマニウムは、有機ゲルマニウムと無機ゲルマニウムに大別される。

有機ゲルマニウムは、構造の基本骨格に炭素(C)を含むゲルマニウム化合物で、医薬品として承認されているプロパゲルマニウム（セロシオン）や、サルノコシカケ類、朝鮮ニンジン、アロエ、ニンニクなどの薬用植物に含まれるものがある。

無機ゲルマニウムは、構造の基本骨格に炭素(C)を含まないゲルマニウム化合物で、健康食品に含まれる無機ゲルマニウムとしては酸化ゲルマニウム（二酸化ゲルマニウム；GeO₂）がよく知られている。

【無機ゲルマニウム化合物】 水素化ゲルマニウム (GeH₄)
 一酸化ゲルマニウム (GeO)
 二酸化ゲルマニウム (GeO₂)
 ジゲルマン (Ge₂H₆)
 トリゲルマン (Ge₃H₈)

成分・特徴

医薬品としての有機ゲルマニウム（プロパゲルマニウム）は、HBe抗原陽性B型慢性肝炎におけるウイルスマーカーの改善に用いられているが、「慢性肝炎が急性増悪することがあり死亡例が報告されている」との警告文が掲載されていて、腹痛、下痢、口内炎などの消化器系症状や、うつ、月経異常、脱毛などの副作用が報告されている。1日量（30mg）摂取時のT1/2は2.4時間、24時間後までに尿中に41.9%、72時間後までに糞中に50.1%が排泄される。食品として摂取された無機ゲルマニウム化合物は、吸収されやすく、全身に広く分布するが、脾臓に最も高濃度に存在する。腎臓から排泄され、T1/2は1～4日とされる。

二酸化ゲルマニウムについては、不可逆的な腎臓障害を引き起こすことが報告されている。

安全性

自然界に存在するゲルマニウムのレベルは、土壌中0.6ppm～1.0ppm、海水中0.06ppbといわれている。一部の缶詰食品（ツナ；2.2ppm、ベークドビーンズ；5.8ppm）で高いことも知られているが、一般に食品からの1日摂取量は370μg～3700μgと極少ないと報告されている。

無機・有機に関わりなくゲルマニウムが濃縮されたり、高濃度に添加されたりしている「いわゆる健康食品」を長期間摂取すると、生死に関わる重篤な副作用が発現する可能性がある。1988年、厚生労働省が関係各位に対して「酸化ゲルマニウムを含有した食品が継続的に摂取されることは避けるよう注意喚起すること」との通知を出すと、「無機とは異なり、有機ゲルマニウムは安全である」として有機ゲルマニウム含有の製品が販売された。しかし、有機ゲルマニウムとして販売された製品の中にも無機ゲルマニウムが含まれていたほか、有機ゲルマニウムにも毒性があることが報告されている。これらのことから、ゲルマニウムを添加された製品を積極的に利用することは推奨できない。

参考資料

「健康食品」の安全性・有効性情報；独立行政法人国立健康・栄養研究所，2012
 いわゆる健康食品・サプリメントによる健康被害症例集；日本医師会監修，同文書院，2011
 サプリメント事典；日経ヘルス編、日経BP社、2004
 機能性食品素材便覧；清水俊雄、ほか編著，薬事日報社，2004 ほか



話題のひろば

～今年の秋は是非、世界遺産登録された
平泉中尊寺へ足を運んでみませんか～
保険薬局 わんこ66

中尊寺は秋の紅葉スポットとしても非常に有名
です。

参堂入口から弁慶堂までの坂道には紅葉する落
葉樹がないので、両側に並ぶ杉の古木を見ながら
ひたすら登ります。道が平坦となるあたりまでく
ると、ようやく美しく紅葉した木々が見え始めま
す。

一番の見どころは本堂からの参道でしょう！特
に鐘楼近辺の景色や、池の傍にある紅葉した木々
が水面に浮かぶ様子は言葉に表せない程の感動を
与えてくれる事、間違いなしです。

さて、薬剤師としては「薬師堂」の参拝は外せ
ないかと思われます。紅葉を満喫した後は是非、
「峯薬師堂」へお立ち寄り下さい。(峯薬師堂には
「め」の絵馬がたくさん奉納されていますので迷
わずに辿り着けます)

日頃、監査やレセプト等の業務にて案外、酷使
されている薬剤師の目…(-_-;)目の御利益がある絵
馬や御守が販売されているのは全国にも珍しいそ
うなので、この機会にお求めになられてみてはい
かがでしょうか？



久慈支部・菊屋薬局 新淵 宏
今年の夏は、本当に長かったですね。例年なら
8月も半ばを過ぎると、当地久慈では秋の気配が
濃厚に漂って来るのですが、それから暑い日が
約一カ月も続きました。熱中症や夏バテの方も多
かったと思います。やっと涼しくなりましたが、
どんな秋が訪れるのでしょうか？

さて、そんな久慈の「秋を感じるおすすめスポッ
ト&秋の味覚」ですが、やはり久慈・長内溪流の
紅葉です。赤く色着く樹種が少なく、黄色・茶色
に変わる木が多いため派手さはありませんが、な
かなか味があります。晩秋に色着いた葉が散り水
面に浮かぶのもまた風情があります。もし時間の
ある方は、是非おいでになってみてください。

次に、味覚の方ですが、きのこでしょう。今年

は夏が長く雨が少なかったため、発生が遅れてい
るようです。松茸を見つけるのは素人には至難の
業ですが、ならたけ・あみたけ・はたけしめじ等
ポピュラーなきのこなら、山を散策していても見
かけたり採取することができます。それを使った
豚汁や、味噌汁、大根おろし和えは最高！秋を感
じますね！



保険薬局 匿名
年に一度、西和賀町の某旅館のおかみさんから
「松茸採れました」
と電話が掛かってきます。

友人、知人を誘い、秋の錦秋湖へ向かいます。
赤黄緑の紅葉が山一面に広がります。

また、春と違い水は少ないですが、天気の日には、
水面にも紅葉が写し出され、周り一面が秋色
で染まっています。

錦秋湖を抜けて旅館に着くと、玄関前から松茸
の強い匂いがしてきます。テーブル前へ座ると、
皿には松茸、しめじ、舞茸などの茸が並んでいま
す。旅館のご主人が採ってきた茸です。それらを
少しずつ裂いて七輪で焼きます。美味しく食べる
には焼きすぎず、水分が出てきた所を取ってすだ
ちをかけ、岩塩に付けて食べます。口の中に松茸
の香りが広がります。日本酒と共に食べると一層
美味しく感じます。

一番最初に食べた時は本当に茸でお腹が苦しく
なることを知りました。

その他、息子さんの松茸づくしの料理も絶品で
すが、ここでは割愛させていただきます。ちなみ
に大変リーズナブルな価格です。

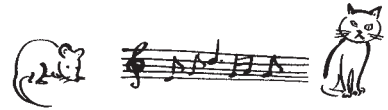
これが私の秋を感じる味覚スポットです。



病院診療所 匿名
やっと夏が終わった、と実感する今日この頃。
ようやく、待っていた季節の到来です。

岩手の秋の味覚というのかな？秋にならないと
出回らない食材を求めて近場の産直巡りをします。

テーマ： 秋を感じるおすすめスポット & 岩手の秋の味覚Part. 2



その食材とは、林檎の「紅玉」と、南瓜の「ダークホース」という品種。どちらも、市販ではなかなかお目にかかれず、毎年秋が待ち遠しくて、今年もやっと買うことができました。「紅玉」は主にジャムやお菓子を作るのに使います。酸味が強く甘さ控えめで、そのまま食べるとシャキシャキした歯ごたえが最高。アップルパイなんかに使っても崩れることなく歯ごたえの残る仕上がりになります♪

南瓜の「ダークホース」はホクホクしていて、煮物からお菓子まで幅広く使います。つぶしてスープにしたり、プリンにしたり。私は、南瓜を毎日食べないと気が済まないもので（もはや中毒!?）、今では母が家庭菜園で作ってくれることになり、実家のダークホースも、いよいよ食べごろです♪

♪ ♪ ♪ ♪ ♪

保険薬局 匿名

秋の味覚としてはくだもの狩りがおすすめです。仲間やカップルや家族と行くと、楽しく過ごせます。そんな狩り場のおすすめを紹介します。

大迫にあるブドウ狩りです。

紫波町や、諏訪にも有名なブドウ園はありますが、私はあえて、今回は花巻の大迫のブドウ狩りをお勧めしたいと思います。

知っている方もいらっしゃると思いますが、あのエーデルワインにも使用されているブドウを作っているところです。

味、かおりがよいので、まだ行ったことの無い方は一度行ってみたいはいかがでしょうか。

次号の「話題のひろば」のテーマは、『冬のエピソード（雪道で困っていたら…、素敵な出会いが…etc）』です。

ご意見は県薬事務局へ FAXかE-mailで
FAX： 019-653-2273
E-mail： ipalhead@rose.ocn.ne.jp
(アイ・ピー・イー・イチ・イチ・イー・イー・ディー)

投稿について

* ご意見の掲載に当り記録について下記項目からお選び、原稿と一緒にお知らせください。

(1) 記録について

- ①フルネームで ②イニシャルで
- ③匿名 ④ペンネームで

(2) 所属について

- ①保険薬局 ②病院診療所
- ③一般販売業 ④卸売販売業
- ⑤MR ⑥行政
- ⑦教育・研究 ⑧その他

* 誌面の関係で掲載できない場合のあることをご了承ください。

日帰り温泉

花巻支部 武 政 文 彦

上原謙と高峰三枝子が温泉に入浴するシーンで有名になった旧国鉄（現在のJR）のCMがテレビに登場したのははるか30年前の1981年である。当時、薬剤師になりたての私としては仕事に夢中でフルムーン旅行というのは別世界の話。まったく気にも留めなかった。が、熟年夫婦を対象としたお得な特別乗車券を使う資格が十分に満たされた年齢になり、かつての名優お二人がのんびり混浴風呂につかる姿に違和感がなくなってしまった。というよりもほぼ毎週のように日帰り温泉に行くのが唯一の楽しみになってしまった。

世には温泉通なるものがわんさかいて、私ら夫婦のように岩手県内の温泉しか知らない者は「フンっ」と鼻で笑われそうだが、別に温泉ルポで飯を食うつもりもないのでいっこうにかまわない。

それよりも平日のわずらわしさ、気苦労から開放され、ポケーっと空に浮かぶ雲を馬鹿面下げて眺める露天風呂でのひと時は何事にも代えがたい。

最近、はじめて藤七温泉に行った。松川温泉の松風荘と峡雲荘には幾度か訪れているのであるが、なぜかそこから少し足を伸ばせばたどり着く雲海の温泉には縁がなかった。

はやる気をおさえつつ、標高1400m、下界を見下ろせる露天風呂にまっしぐら。と、あいにくの雨模様で下界も上界もありゃしない。見えるのは先客のふやけた顔だけだ。白く濁ったお湯はかなりの熱さが予感できる。案の定、足をつけた瞬間に頭の中には郷ひろみのGOLD FINGER '99が流れてきた。え？ どういう意味だって？ もちろんそれは「あーちっちーあっちー」でんがな。

ともかくうわさに違わぬ名湯であることは間違いない。

昼の食堂はなんとバイキング方式。山菜そば、カレー、サラダなどを皿やどんぶりに盛って行く。これがどうしてなかなかの素朴な味。期待しないで食べた分、満足度は高い。働いているスタッフも「シルバー人材センターから派遣されてきました〜」みたいな（失礼）ローカル色豊かなおじさん、おばさんばかりでなぜかほっとする。というか、「いらっしゃいませー。こちらがメニューになっておりますウ」などのマニュアル口調に辟易している者にとっては新鮮な体験なのだ。

さて温泉の中身であるが、ここは内湯もいいがやはり無数の露天風呂が野趣あふれてすこぶるいい。宿の廊下には、ここを訪れた人たちの俳句調の感想が短冊に記され飾られている。それを読むと晴れた日の夜空を露天から眺めたときの満天の星は絶景らしい。きっとそうであろう。なにせ宿以外の灯りは皆無でありしかも山の頂上付近という絶好の条件なのだ。いつか泊りがけで来たいまさに秘湯である。

実は岩手県内の温泉をすべて踏破したわけではない。2日連続して休みがとれれば行きたい場所はもっとあるがそこは渡世人、いや薬剤師のつらいところだ。わが薬局のそばには東和温泉がある。が、やはり日曜日くらい場所を変えて気分転換したい。もっとも頻回に利用するのは地元の大沢温泉だ。かの宮沢賢治も通ったという素朴な味わいの温泉宿は都会からの客にも絶大な人気だ。昭和にタイムスリップしたかのような木造の自炊部、売店、趣の異なる複数のお風呂はわれわれ世代の三丁目の夕日である。

最後に言い訳をしておくが、温泉に行った際に必ず行うことがある。それは温泉成分表を確認することである。会営・岩手県医薬品衛生検査センターが長年手がけているこの分析業務はもっと世間に誇っていい。温泉はただ単にのんびりしに行く場所ではない。薬剤師の業務を「視察」しに行くのであ〜る。さて、冗談はこれくらいにして早く露天風呂に入ってこようっと。

今回は北上支部の伊藤 貴文先生 にお願ひしました。



職場紹介



やまぶき薬局（一関支部）

やまぶき薬局は、合併前の旧一関市で薬局の経営者が出資して立ち上げた、創志白澤会という会社が展開する6店舗ある薬局のうちのひとつです。

平成12年、市内山目の旧県立磐井病院に隣接する形で開設された2号店の当薬局が、平成19年病院の新築移転に伴い現在地の狐禅寺大平地区に移転しました。

受け入れ処方せんは磐井病院の他、同時期同所に移転した県立南光病院とで大半を占めます。グループの中では最大規模の陣容で、薬剤師4名事務員3名が働いております。

勤務者の年齢層は広く、それぞれに患者さんの立場に立った親身な服薬指導を行っています。

当薬局の特徴のひとつにドライブスルーがあります。車に乗ったまま処方せんを出し、車を降りずに薬を受け取ることができるというシステムです。小さいお子さんのいるママ達にはとても好評です。その際であっても薬のみ方や使い方などはきちんと説明しますし、患者さんの情報も短い時間で聞き取れるよう工夫しております。

今年の5月から電子薬歴システムを導入しました。これまでの紙薬歴からの移行で薬歴作成にかかる時間の短縮化が図られ、その分患者さんのお話を伺える時間が増えました。

今年度の診療報酬改定により在宅支援への機運が増す中で、会社としてもこれまで行っていたお薬の配達から、それを発展させたよりきめ細やかな指導を主体とする業務への転換を図ろうと動き始めるところです。

県内にも、大手のチェーン薬局が多数進出して来ている中、地元資本で地元に着目した薬局であることを自覚しながら業務を行っています。

地元意識は胸に秘めておりますが、決して排他的ではなく保険薬局同士互いに協力しながらやっていくことが、この地域の医療の充実に貢献することだと考えております。

当社の社長は今年度より一関薬剤師会会長に就

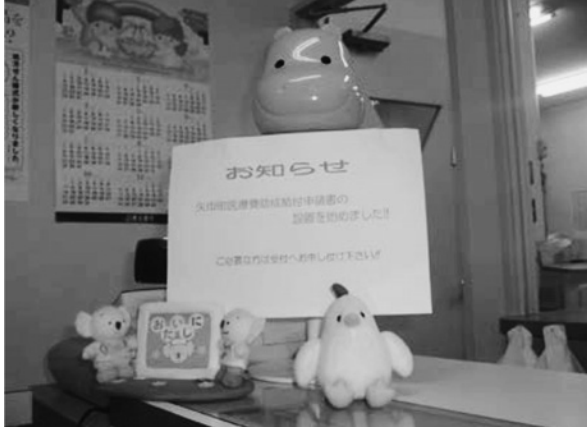
任しました。会員同士の輪を大切にしながら、独自企画の研修会やビアパーティなど、さまざまな活動を通じて地域薬剤師会をリードしています。



〒029-0131 一関市狐禅寺大平125-13
TEL : 0191-31-1772 FAX : 0191-31-1550

薬王堂矢巾店（盛岡支部）

薬王堂矢巾店は、平成12年10月に既存の店舗の中に調剤併設型ドラッグストアとして増設開店しました。矢巾町は、田園風景が広がる自然豊かな町です。



当薬局は、面で処方箋を受け付けており、毎月100以上の医療機関から様々な内容の処方箋が持ち込まれます。近隣の医療機関で受診した人の他、遠方の医療機関を受診した人が帰る途中に立ち寄られる事も多いです。在庫は1700品目以上ありますが、初めての薬を受け付ける事も多く、薬の手配に日々奔走しています。しかし、毎日様々な処方箋を見ることができ、薬や疾患の事・保険制度等とても勉強になります。今は紙の薬歴ですが近々電子薬歴導入の予定があり、どうなるのだろうか、うまく使いこなせるかと心配ではありますが、電子薬歴の利点を生かした薬歴管理・服薬指導がで

きればと思っています。

2007年に、矢巾町に岩手医大の薬学部ができ、のどかだった周辺の風景も少しずつ変わってきました。岩手医大が近くにある為、20歳前後の人が来局されると、この人は薬学部の学生だろうか？もしそうだったら将来なりたいと思えるような仕事ぶりをみせなければと、ドキドキしながら対応しています。

薬王堂は1978年に創業し、今年で35周年を迎えることができました。岩手の企業として、これからも地域の皆様の為に精一杯努めて生きたいと思っておりますので、これからもどうか宜しくお願いします。



〒028-3615 矢巾町大字南矢幅7-445
TEL : 019-698-2131 FAX : 019-698-2133



新たに指定された保険薬局

支部名	指定年月日	薬局名称	開設者名	〒	住所	TEL
気仙	H24.10.01	川原薬局	川原登茂子	022-0003	大船渡市盛町字内ノ目4-1	0192-26-2612
北上	H24.10.01	かえで薬局	高橋 稔	024-0094	北上市本通り1-5-4	0197-65-3361
盛岡	H24.10.01	しずくいし中央薬局	沼 潤幸	020-0542	雫石町万田渡74-19	019-692-5588
気仙	H24.11.01	りあす薬局	田中 紘一	022-0006	大船渡市立根町字中野40-6	0192-21-5100
盛岡	H24.11.01	みのり薬局	田中 紘一	028-7111	八幡平市大更第24地割29-10	0195-75-2333
盛岡	H24.11.01	エール薬局	滝平与志則	028-3441	紫波町上平沢字川原田73-9	019-673-8588



会員の動き



(会員の動き (平成24年9月1日 ~ 平成24年10月31日))

☆会員登録の変更について

勤務先・自宅住所・雑誌発送先・薬剤師区分等に変更があった場合は、変更報告書(3枚複写)を提出していただくことが必要になります。電話等で県薬事務局に用紙を請求して下さい。

☆退会について

退会を希望される場合は、退会届(3枚複写)を提出していただくことが必要になります。県薬事務局まで連絡をお願いします。

(9月 入会)

支部	業態	氏名 勤務先	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	出身校 卒業年
盛岡	7	秋田 悠里 東邦薬品(株)盛岡営業所	020-0122	盛岡市みたけ2-7-15	019-641-4455	019-641-3786	明薬大 H24
盛岡	6	芦川 勲 銀河薬局	020-0866	盛岡市本宮6-1-55	019-635-8911	019-635-8912	日大 S59
盛岡	4	遠藤 英明 リリイ薬局盛岡北店	020-0125	盛岡市上堂2-4-11	019-681-0165	019-681-0173	北陸大 H8
盛岡	6	円子 智香 のぞみ薬局	020-0107	盛岡市松園2-3-3	019-662-7733	019-662-8900	日本薬科 H21
一関	4	佐藤 友計 アイン薬局一関店	021-0877	一関市城内1-4	0191-31-2070	0191-31-2071	東北薬大 H19
気仙	6	黄川田 朋弘 森の前薬局	029-2205	陸前高田市高田町字鳴石89-25	0192-55-6200	0192-55-6100	日本薬科 H22
気仙	7	平野 佳乃 県立大船渡病院	022-8512	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111	0192-27-9285	奥羽大 H24
釜石	6	佐藤 博美 まつくら調剤薬局	026-0055	釜石市甲子町10-159-84	0193-25-2255	0193-25-2256	東北薬大 H21
二戸	7	大島 哲郎 県立二戸病院	028-6193	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834	奥羽大 H24
二戸	4	小坂 剛 アイン薬局一戸店	028-5312	一戸町一戸字砂森54-1	0195-31-1280	0195-31-1281	東薬大 H21

(10月 入会)

支部	業態	氏名 勤務先	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	出身校 卒業年
盛岡	4	川村 由紀恵 調剤薬局ツルハドラッグ西仙北店	020-0866	盛岡市本宮1-21-8	019-635-6873	019-635-6893	北医療大 H13
花巻	6	伊藤 孝史 ゆもと薬局	025-0304	花巻市湯本4-30-16	0198-37-1222	0198-27-2010	昭和薬大 H18
北上	6	佐々木 一昭 つくし薬局江釣子店	024-0071	北上市上江釣子15-135-3	0197-72-6646	0197-72-6647	城西大 H2
奥州	6	荏原 翔太 アイン薬局胆沢店	023-0864	奥州市水沢区龍ヶ馬場27-5	0197-51-5030	0197-51-5031	理科大 H21

支部	業 態	氏 名		〒	勤 務 先 住 所	勤務先TEL	勤務先FAX	出身校	
		勤 務 先						卒業年	
二戸	6	岩 坂 一 士		028-5301	一戸町西法寺字稲荷21-1	0195-31-1800	0195-32-2228	東北薬大	
		めぐみ薬局						S60	

(9月 変更)

支部	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
盛岡	大 橋 秀 一	勤務先	〒020-0034	盛岡市盛岡駅前通9-10 こまち薬局 電話019-652-7581 FAX019-652-7582
盛岡	佐々木 澄 子	勤務先FAX		FAX019-601-9292
盛岡	鈴 木 保	勤務先FAX		FAX019-601-9292
盛岡	高 田 智 美	勤務先	〒020-0838	盛岡市津志田中央2-17-33 調剤薬局ツルハドラッグ津志田店 電話019-637-9100 FAX019-637-9200
盛岡	沼 潤 幸	勤務先	〒020-0542	雫石町万田渡74-19 しずくいし中央薬局 電話019-692-5588 FAX019-692-5586
盛岡	松 浦 牧 雄	勤務先FAX		FAX019-601-9292
花巻	三枚堂 恒 子	勤務先及び支部	〒025-0097	花巻市若葉町2-4-14 つくし薬局花巻店 電話0198-21-5580 FAX0198-22-1190 旧支部気仙
花巻	山 屋 信 行	勤務先	〒025-0033	花巻市諏訪399-1 諏訪調剤薬局 電話0198-21-3303 FAX0198-21-3220
北上	小 原 隆 子	勤務先	〒024-0094	北上市本通り1-5-4 かえで薬局 電話0197-65-3361 FAX0197-65-3361
北上	阪 本 康 太	勤務先及び支部	〒024-0071	北上市上江釣子15-135-3 つくし薬局江釣子店 電話0197-72-6646 FAX0197-72-6647 旧支部一関
北上	瀬 川 亜紀子	勤務先及び支部	〒024-0084	北上市さくら通り2-2-28 きたかみ中央薬局 電話0197-65-7550 FAX0197-65-7560 旧支部盛岡
北上	高 橋 稔	勤務先	〒024-0094	北上市本通り1-5-4 かえで薬局 電話0197-65-3361 FAX0197-65-3361
奥州	岡 崎 有希子	勤務先	〒023-0864	奥州市水沢区龍ヶ馬場3-11 水沢マル薬局 電話0197-51-7050 FAX0197-51-7051
一関	福 田 悦 子	氏名		旧姓 高江
気仙	沼 里 貴 昭	勤務先及び支部	〒022-0004	大船渡市猪川町字中井沢10-10 つくし薬局猪川店 電話0192-21-3663 FAX0192-27-0066 旧支部二戸
遠野	石 川 佳 奈	氏名		旧姓 佐藤
遠野	伊 藤 友 見	勤務先及び支部	〒028-0522	遠野市新穀町5-18 つくし薬局新穀店 電話0198-63-1300 FAX0198-63-1301 旧支部気仙
遠野	長谷川 明 人	勤務先	〒028-0523	遠野市中央通り6-15 つくし薬局遠野店 電話0198-63-1717 FAX0198-62-7800
釜石	石 田 昌 玄	勤務先	〒026-0052	釜石市小佐野町4-2-45 (有)中田薬局小佐野店 電話0193-21-3355 FAX0193-21-3221
釜石	道 又 利 一	勤務先住所	〒028-1131	大槌町大槌15-95-256
二戸	岩 元 厚 智	勤務先及び支部	〒028-6103	二戸市石切所字川原28-10 つくし薬局二戸店 電話0195-22-3311 FAX0195-23-8811 旧支部気仙

(10月 変更)

支部	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
盛岡	工 藤 愛	勤務先	〒028-7111	八幡平市大更24-29-10 みのり薬局 電話0195-75-2333 FAX0195-75-2345
盛岡	佐々木 昭 子	勤務先及び支部	〒028-3615	矢巾町南矢幅7-453 南やはば調剤薬局 電話019-698-1677 FAX019-698-1678 旧支部奥州
盛岡	平 民 子	勤務先		無従事
盛岡	田 村 舞	勤務先	〒025-0312	花巻市二枚橋5-6-26 (株)メディセオ東北ALC 電話0198-26-0569 FAX0198-26-0571

支部	氏名	変更事項	変更内容
盛岡	中島千博	勤務先及び支部	〒020-0055 盛岡市繁字尾入野64-9 そうごう薬局盛岡つなぎ店 電話019-691-7251 FAX019-689-3752 旧支部一関
花巻	小原和雄	勤務先及び支部	〒025-0312 花巻市二枚橋5-6-26 (株)メディセオ東北ALC 電話0198-26-0569 FAX0198-26-0571 旧支部北上
花巻	小原恵子	勤務先	〒024-0083 北上市柳原町4-15-29 おおぞら薬局 電話0197-65-2202 FAX0197-65-3373
北上	森内智衣	勤務先	〒024-0051 北上市相去町相去51 ほのぼの薬局 電話0197-71-2727 FAX0197-81-5858
一関	戸次竜太郎	勤務先及び支部	〒029-0711 一関市大東町大原字立町113 そうごう薬局大原店 電話0191-71-2511 FAX0191-71-2512 旧支部気仙
気仙	川原登茂子	勤務先住所	〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4-1-C号
気仙 (賛助)	そうごう薬局高田店	代表者	田代 五男
釜石	佐々木保之	勤務先	〒028-1131 大槌町大槌13地割字八幡前129-11 つくし薬局末広店 電話0193-41-2100 FAX0193-41-2102
釜石	瀬戸由里香	氏名	旧姓 藤原
宮古	高橋政文	勤務先	〒027-0083 宮古市大通4-5-1 あさひ調剤薬局 電話0193-71-2015 FAX0193-71-2017

9月退会

(盛岡) 佐々木慈子 (遠野) 磯田 勇人 (宮古) 佐藤 功延、日戸 雪乃

10月退会

(盛岡) 奥田和加子 (北上) 山口香代子 (気仙) 進藤 太一 (遠野) 山田 佳子
(宮古) 藤島 佳記 (二戸) 道尻 浩助

会 員 数

	正 会 員	賛助会員	合 計
平成24年10月31日現在	1,661名	98名	1,759名
平成23年10月31日現在	1,650名	101名	1,751名



受付日	種別	勤務地	求人者名	勤務時間		休日	その他
				平日	土曜日		
24.11.21	病院	盛岡市本宮5	盛岡市立病院	8:30~17:15	-	週休二日制	臨時12ヶ月間 パート可
24.11.2	保険薬局	盛岡市向中野	リーフ薬局	8:30~18:30	8:30~12:30 (水・土曜日)	日祝祭日 水、土午後	パート可 シフト勤務 可
24.10.29	保険薬局	花巻市花城町	あい薬局花城店	8:45~ 詳細は別途説明	8:45~ 詳細は別途説明	日祝祭日、水曜	パート可
24.10.29	保険薬局	北上市堤ヶ丘1	あい薬局堤ヶ丘店	8:30~18:30	8:30~13:15 (水、土曜日)	日祝祭日	パート可
24.10.29	保険薬局	北上市村崎野15	あい薬局村崎野店	8:15~ 詳細は別途説明		土、祝、第二 日曜	パート可
24.10.17	保険薬局	盛岡市緑ヶ丘3	エメラルド薬局 緑ヶ丘店	9:00~18:00	9:00~13:00	日祝祭日	パート可 他に神明町、山岸、仙北に店舗あり
24.10.10	保険薬局	矢巾町大字南矢幅7	薬王堂	応相談	応相談	応相談	パート可
24.9.19	病院	釜石市小佐野町4	せいてつ記念病院	9:00~17:30	9:00~12:30	日・祝祭日	
24.8.30	保険薬局	一関市狐禅寺字大平	やまぶき薬局	9:00~18:00	9:00~13:00	日・祝祭日 土曜日2回	新店開局予定あり

受付日	種別	勤務地	求人者名	勤務時間		休日	その他
				平日	土曜日		
24.8.6	その他	花巻市西宮野目13	マギ株式会社	8:45～17:15	-	日・祝祭日 週休二日制	土曜日は月1～2 日程度出勤
24.7.24	保険薬局	一関市大手町7	大手町薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日・祝祭日	
24.7.20	保険薬局	盛岡市月が丘21	エイシン薬局	9:00～18:30	8:45～12:30	日祝祭日	パート可
24.6.8	保険薬局	花巻市高木18	こしおう薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日祝祭日、 水曜午後	パート可
24.6.8	保険薬局	金ヶ崎町西根古寺14	さつき薬局	8:30～17:30	9:00～15:00	日、祝祭日	パート可
24.6.8	保険薬局	花巻市石鳥谷町好地7	ほおずき薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日祝祭日、 水曜午後	パート可
24.5.18	保険薬局	滝沢村滝沢字穴口	キリン薬局	8:30～18:00	8:30～12:30	日祝祭日	勤務形態は応相談
24.5.16	病院	一関市八幡町2	社団医療法人西城病院	8:30～17:00	8:30～13:30	日祝祭日	
24.5.10	病院	奥州市水沢区字籠ヶ馬場	岩手県立胆沢病院	8:30～17:15	-	土日、祝祭日	パート
24.4.26	保険薬局	盛岡市高松3	どんぐり薬局たかまつ	9:00～18:00	9:00～13:00	原則週休2日	パート可
24.4.13	保険薬局	中里薬局	中里薬局	8:30～17:30	8:30～13:00	日、祝祭日	
24.3.10	病院	奥州市水沢区佐倉河 字慶徳	医療法人社団創生会 胆江病院	8:30～17:15	8:30～12:30	日祝祭日 他月2日	
24.2.13	保険薬局	花巻市東宮野目13	あおば薬局	9:00～17:30	9:00～12:30	日祝祭日 他週1日	
24.2.13	保険薬局	奥州市水沢区横町211	あおば薬局	8:30～18:30	8:30～18:30	日祝祭日、 水曜日	
24.1.23	保険薬局	盛岡市本宮6丁目	銀河調剤	9:00～18:00	9:00～18:00 (月1回)	日祝祭日を含めて月9日	
24.1.14	保険薬局	北上市上江釣子	くるみ薬局	8:45～18:15	8:45～12:45	日・祝祭日 第1,3水曜日	パート可
23.12.28	病院	矢巾町大字広宮沢1	南昌病院	9:00～17:45	-	土・日・祝祭日	パート可
23.12.7	病院	盛岡市松園3	松園第二病院	8:30～17:15	8:30～12:30	年間74日	
23.10.31	保険薬局	宮古市向町	健康堂薬局	9:00～17:30	9:00～13:00	日・祝祭日	パート可
23.10.25	保険薬局	奥州市水沢区川原小路	水沢調剤薬局	8:45～17:45	-	土、日、祝祭日	
23.9.22	保険薬局	八幡平市平館11	白樺薬局	9時～12時 (希望に応ずる)	9時～12時 (希望に応ずる)		パート
23.9.13	保険薬局	盛岡市盛岡駅前通9	こまち薬局	8:30～17:30	8:30～13:00	日祝祭日	
23.9.8	保険薬局	盛岡市上田字松屋敷	こなん薬局	9:00～18:00	8:30～13:00	日祝祭日	
23.8.24	保険薬局	一関市山目字中野	かめちゃん調剤薬局 一関店	9:00～18:00	9:00～16:00	日・祝祭日	
23.8.18	保険薬局	盛岡市上田のほか 盛岡市内	こずかた薬局	9:00～18:00	9:00～16:00	日・祝祭日 ほか月2回	パート可
23.6.28	病院	陸前高田市高田町 字大隈	希望ヶ丘病院	8:30～17:15	-	土日祝祭日	
23.6.17	保険薬局	大船渡市大船渡町 字山馬越	気仙中央薬局	8:00～19:00	9:00～13:00	日・祝祭日、 土曜日隔週	
23.5.30	保険薬局	盛岡市上田1	リーブ薬局	応相談	応相談	応相談	パート
23.5.30	保険薬局	盛岡市上田1	リード薬局	8:00～19:00	9:00～13:00	日・祝祭日 土曜日隔週	
23.5.26	保険薬局	久慈市旭町	ホソタ薬局	9:00～18:00	-	土、日、祝祭日	

■岩手県薬剤師会【薬剤師無料職業紹介所】では、求人、求職ともそれぞれ、「求人票」、「求職票」を登録のうえでのご紹介となっております。登録をご希望のかたは、直接来館または、「求人票」「求職票」を送付いたしますので県薬事務局（電話 019-622-2467）までご連絡ください。受付時間は（月～金／9時～12時、13時～17時）です。なお、登録については受付日～三カ月間（登録継続の連絡があった場合を除く）とします。



図書紹介



1. 「医薬品・医療機器 GLPガイドブック2012」

発 行 薬事日報社
定 価 3,885円 (税込)
会員価格 3,500円 (税込)

2. 「基礎からの漢方薬 第3版」

発 行 薬事日報社
判 型 B5判 338頁
定 価 5,250円 (税込)
会員価格 4,700円 (税込)
☆送 料 ①県薬及び支部に送付の場合無料
②個人宛一律450円、10冊以上
同一箇所に送付の場合無料

3. 「ジェネリック医薬品便覧 平成24年8月版」

発 行 じほう
判 型 A5判 420頁
定 価 2,940円 (税込)
会員価格 2,520円 (税込)

4. 「医療用医薬品識別ハンドブック 2013」

発 行 じほう
判 型 B5判 757頁
定 価 5,250円 (税込)
会員価格 4,400円 (税込)

5. 「毒物劇物取扱ハンドブック 第2版」

発 行 じほう
判 型 B5判 760頁
定 価 9,450円 (税込)
会員価格 8,610円 (税込)
☆送 料 ①県薬及び支部に送付の場合無料
②個人宛一律500円、10冊以上
同一箇所に送付の場合無料

☆図書の購入申し込みは、専用の申し込み用紙で、県薬事務局までFAXして下さい。

専用の申し込み用紙は、県薬ホームページ会員のページからダウンロードしてご利用下さい。

県薬ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

会員のページ ユーザー名 iwayaku

パスワード ipa2210

岩手県からのお知らせ

医師・歯科医師・薬剤師の皆様へ届出のお願い

我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法及び薬剤師法で規定されている事項について、届け出ることが義務付けられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、平成25年1月15日（火）までに、原則として住所地の保健所に提出してください。**複数の従事先がある場合には主な従事先について記入した届出票1枚**を提出願います。

この届出は、今後の厚生労働行政の大切な基礎資料となりますので、医師・歯科医師・薬剤師の皆様におかれましては、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようお願いいたします。

なお、届出票は、保健所から届出義務者の住所に送付、又は勤務先等を通じて届出義務者に配布されますが、厚生労働省ホームページからダウンロードすることも可能です。

【厚生労働省ホームページURL】

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp121115-01.html>)

【お問合せ先はこちら】

保健所名称	所管市町村	所在地	電話番号
盛岡市保健所	盛岡市	盛岡市神明町 3-29	019-603-8301
県央保健所	八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、 滝沢村、紫波町、矢巾町	盛岡市内丸11-1	019-629-6564
中部保健所	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	花巻市花城町 1-41	0198-22-2331
奥州保健所	奥州市、金ヶ崎町	奥州市水沢区大手 町5-5	0197-22-2831
一関保健所	一関市、平泉町	一関市竹山町7-5	0191-26-1415
大船渡保健所	大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡市猪川町字 前田6-1	0192-27-9913
釜石保健所	釜石市、大槌町	釜石市新町6-50	0193-25-2702
宮古保健所	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈保健所	久慈市、普代村、野田村、洋野町	久慈市八日町1-1	0194-53-4987
二戸保健所	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸市石切所字荷 渡6-3	0195-23-9206

編集後記

木々の葉の移ろいを見ながら、もう冬支度の時期になりました。今年は聞くのも言うのも飽きるくらい「猛暑」の中、このまま永遠に夏が続くんじゃないかと不安になりましたが、例年通りの寒さを感じる事ができて、なんだかホッとしております。

さて、このイーハトーブも今年最後の発刊となりました。日々の業務ややり残した仕事、忘年会などいろいろな忙しい時期ではありますが、最後まで突っ走って行きたいものです。

来年もイーハトーブをよろしくお願い致します。なにか新しい企画があるような話も…。楽しみに～!!

(編集委員 安倍 奨)

・ ・ ・ ・ ・ お知らせ ・ ・ ・ ・ ・

(社) 岩手県薬剤師会ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

「会員のページ」ユーザー名 **iwayaku**
パスワード **ipa2210**

「イーハトーブ」は、会員相互の意見や情報の交換の場です。

会員の皆様からの投稿・意見・要望をお待ちしております。

投稿・意見・要望あて先 県薬事務局 TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273

e-mail ipalhead@rose.ocn.ne.jp

(アイ・ピー・エー・イチ・エイチ・イー・エー・ディー)

薬剤師会館休館のお知らせ

年末年始につき次の期間は岩手県薬剤師会館を閉館いたします。

平成24年12月29日(土)から平成25年1月3日(木)まで

編集	担当副会長	宮手義和
	担当理事(広報委員会)	畑澤昌美、高林江美、押切昌子、工藤琢身、坂本秀樹
	編集委員(編集委員会)	高林江美、高野浩史、鈴木可奈子、安倍 奨
	支部編集委員	川日聖子(盛岡)、佐藤光彦(花巻)、三浦正樹(北上)、 千葉千香子(奥州)、阿部淳子(一関)、金野良則(気仙)、 長谷川明人(遠野)、佐竹尚司(釜石)、船越祐子(宮古)、 細田初実(久慈)、松尾智仁(二戸)

イーハトーブ～岩手県薬剤師会誌～ 第34号

第34号(奇数月1回末日発行)	平成24年11月29日 印刷		
	平成24年11月30日 発行		
発行者	社団法人 岩手県薬剤師会	会長	畑澤博巳
発行所	社団法人 岩手県薬剤師会	〒020-0876	盛岡市馬場町3番12号
		TEL (019) 622-2467	FAX (019) 653-2273
		e-mail	ipalhead@rose.ocn.ne.jp
印刷所	杜陵高速印刷株式会社	〒020-0811	盛岡市川目町23番2号 盛岡中央工業団地
		TEL (019) 651-2110	FAX (019) 654-1084

Receipty NEXT ネットワークサービス

データ同期サービスのメリット

- ポイント ① 不測の事態発生時にもデータセンターのバックアップデータから大切なデータを復旧できます!
- ポイント ② データ破損による損失の心配がなく、安心して調剤システムをご利用いただけます!
- ポイント ③ 急な問合せにも外出先、自宅から患者様の服用履歴等が参照できます。

EM 株式会社 EMシステムズ

高セキュリティ
データセンター



データ配信サービスのメリット

- ポイント ① ネットを介してマスターを配信・バージョンアップ。常に最新システムが使用できます。
- ポイント ② 薬剤情報文書や画像データ、医薬品情報データベースなどがいち早く配信されるから安心。
- ポイント ③ 医薬品メーカーからの薬剤情報やお知らせ事項も随時配信されるから、最新の情報が常に手に入ります。

最新型薬剤自動識別照合システム

EM Audy

“安心・安全”は ここまで進化する。

EMシステムズより新製品が登場!
これまでの薬剤自動識別照合の常識を覆し、
薬剤鑑査レベルを極限まで高めた新製品“EM Audy”!
識別・照合記録の保存など充実の管理機能を装備。
毎日の調剤業務に強力なパートナーが誕生します!

これまでの常識を覆す **超高精度識別技術!**

錠剤ヒートの
表裏対応!

薬種と数量(錠数)を
同時識別!

輪ゴム留め状態で
識別照合できる!

複数薬剤の
同時投入OK!

岩手県医薬品卸業協会

株式会社小田島

〒025-0008 岩手県花巻市空港南2-18

☎0198(26)4211

株式会社恒和薬品岩手営業部

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南4-10-2

☎019(639)0755

株式会社スズケン岩手

〒020-0125 岩手県盛岡市上堂4-5-1

☎019(641)3311

東邦薬品株式会社岩手営業部

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-4-12

☎019(638)8288

株式会社バイタルネット岩手営業部

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12

☎019(638)8891

株式会社メディセオ北海道・東北支社岩手営業部

〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割6-26

☎0198(26)0552

